

平成28年2月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	佐藤雅裕
委員会開催日	平成28年3月7日(月)、9日(水)、10日(木)、 14日(月)、15日(火)、18日(金)
所属委員	〔副委員長〕 矢島義謙 〔委員〕 伊藤達也 三瓶正栄 吉田英策 佐久間俊男 桜田葉子 太田光秋 宗方保



佐藤雅裕委員長

(1) 知事提出議案：可 決…26件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

：修正可決…1件

：否 決…3件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：一部採択…1件

：不 採 択…1件

[※請願はこちら【PDF】](#)

(3月7日(月) 労働委員会事務局)

吉田英策委員

委員報酬は開催に応じて支払うものであるが、減額の理由は予定していた開催日数が少なくなったためか。

次長兼審査調整課長

委員報酬については、昨年6月の新たな任期から日額月額併給制となった。月額は一定額、日額は会議等の開催の都度支払う。

新たな審査・調整事件が発生した場合には、速やかに調査や調整を開始する必要があるため、それに備え予算計上していたが、新規件数が予想より下回る見込みであるため、減額するものであり、審査事件、調整事件に加え、公益委員会議を総会日と同日に開催したこと等により、合計119万3,000円を減額するものである。

(3月7日(月) 教育庁)

佐久間俊男委員

職員課長から説明のあった給与改定については、それぞれ小中高の補正で増額されていると思うが、どうか。例えば教

8 ページ、中学校の教職員費として増額補正されているが、これは改定に伴っての増額補正なのか。

財務課長

委員指摘のとおり、給与改定に伴う増額が主な要因である。

佐久間俊男委員

教15ページ、新しくできる実習船の概要、今までの実習船とどのように違うのか、福島県の将来を担う高校生がこの実習船によってどのような効果が得られるのか、特徴を説明願う。

施設財産室長

実習船福島丸の代船建造についてである。

まず1点目として現在の福島丸との主な違いを説明する。総t数は現在が499tだったものが655tと100t強大きくなっている。定員は従前総定員76名だったものが80名になる。この4名の増員については災害等において緊急時に乗船できる定員をふやすことを想定している。生徒の定員は52名のままである。

緊急時に乗船できる人数をふやしたこともあるが、一番大きな特徴は、生徒の実習で使う船であるため、実習中における生徒の安全を確保する観点で、居住スペースが水の中だったものを水の上、正確には「喫水線」という専門用語があるそうだが、その上に居住スペースを確保したことである。

また、今まで残念ながら女子生徒が少なく、遠洋漁業の実習では女子生徒はいなかったが、近場の実習では女子生徒も使用していることから女子トイレと浴室を確保した。その他、現在の基準に照らして計画すると先ほどのような規模になる。

佐久間俊男委員

財源を見ると県債が使われているが、一般財源ではなく県債にした理由について説明願う。

施設財産室長

このような実習船については、学校環境改善交付金という国の交付金を充てることができる。一般的に義務教育の施設だと国の補助金や負担金があり、県立学校だと基本的に国庫負担法の枠から外れているため国の補助金が交付されるメニューが少ないが、今回の実習船についてはこの学校環境改善交付金が充てられる。またこれに伴い、一般公共事業債という将来的に地方財政措置のある起債を充てることができる。さらに今回は平成27年度の1億総活躍関係の国の補正に伴い追加で認められたものであり、国の補正予算に伴う事業であるため、一般公共事業債の中でもより有利な補正予算債を充てることができることから、県の財源調整の観点から県債を充てた。

桜田葉子委員

教4ページ、教育相談推進事業でスクールカウンセラーに対しての減額と聞いた。大切な教育相談体制の一つだと思うが、なぜ減額になったのか。

また、それに関連して高等教育のほうだが、教11ページでスクールカウンセラー活用事業が減額になっているが、どのような状況か説明願う。

庁参事兼義務教育課長

教4ページ、生徒指導費の1の教育相談推進事業であるが、ここにはスクールカウンセラー等の活用事業、スクールソ

ーショナルワーカーの緊急派遣事業、サポートティーチャーの派遣事業という大きく3つの事業がある。特にスクールカウンセラー等では約3,414万円を減額している。年度当初にスクールカウンセラーの配置数は決めており、正カウンセラーと準カウンセラーで1時間当たりの報酬が2,500円ほど差がある。できるだけ正カウンセラーを配置したいという思いで正カウンセラーの予算で計上し、旅費についても3分の1が県外からカウンセラーをお願いしている状況であり、近県の方ばかりではなく関西の場合もあるため、関西からカウンセラーに来てもらったときにも旅費が十分間に合うよう積算しており、その差により今回減額補正という形で提出している。

高校教育課長

教11ページのスクールカウンセラー活用事業の減額補正1,587万4,000円についても、義務教育課長から説明があったとおり正カウンセラーと準カウンセラーの単価の違いがある。また、高等学校に実人数で60名、かけ持ちの方もいるため、延べ97名のカウンセラーを配置しているが、60名のうち県外のカウンセラーは11名になっている。当初予算の積算の場合には県外の数をもう少しふやしており、県外の方は旅費2万150円、宿泊費が1万4,400円、県内の方の旅費は1,100円で積算している。当初県外の方をたくさんお願いせざるを得ない状況を想定して要望していたものを今回減額する状況である。

桜田葉子委員

単価と旅費による減額ということで理解した。公立小学校は59.4%しか配置されていないが、一般的事項でありその課題は次回質問したい。

吉田英策委員

3点聞く。

一つは学校給食費の地場産品の活用で減になっており、当初見込みからの減ということだが、やはり地場産品を学校給食に使っていくのは地域の復興のためにも大事なことだと思うため、中身を知りたい。

もう一つは奨学金の件である。これも当初所要見込みからの減という話だが、今貧困化が進む中で高校生の奨学金に対する要求要望は多いのではないかと。そういう中での減というのは、高校が少なくなっているということではないのではないかと。詳しく知りたい。

最後に議案第180号に関して、なかなか言いづらい話ではあるが、特別職の給与改定が出されている。今の復興の中で、一般の先生方の給与改定については問題ないと思うが、学校の現場では非常勤の先生方や、教員数が少なく大変な働き方をしている先生方が多い中で、特別職の給与改定は行うべきではないのではないかと。詳しく説明願う。

健康教育課長

地場産物活用事業の減額補正について説明する。

学校給食地場産物活用事業で約2,600万円の減額となっている。この学校給食の地場産物活用だが、大きく2つの事業があり、一つが本課で担当している「いただきます。ふくしまさん事業」、もう一つが農林水産部で所管している「学校給食おいしい県産農林水産物活用事業」になっている。

この2,600万円の内訳は、農林水産部の活用事業で約2,000万円の減額になっている。理由を農林水産部に確認したところ、一昨年12月にいわき市が県産米を使用するようになったため、本事業の対象となるとのことで平成27年度予算に計上したが、いわき市が活用しなかったことが大きな原因だと聞いている。

もう一つ本課の事業である「いただきます。ふくしまさん事業」については、500万円の減額となっている。原因としては、当初1校当たり5万円の補助で400校想定したところ、2月末現在では活用実績が260校であり、当初予算の想定よ

りも少なかったことによる。今年度は幾つか要綱改正して活用しやすい事業にするよう取り扱ってきており、昨年度の実績と比べると、2月末の段階で昨年度は90校だったが今年度は260校で、約3倍弱の伸びになっている。次年度以降も食育推進の観点から研修会や担当者会などを通して市町村に周知を図っていきたい。

高校教育課長

2点目の奨学金の件である。

教36ページ、特別会計補正予算の貸付金の説明欄「高校等奨学資金貸付金」と「大学奨学資金貸付金」の2本いずれも減額補正を行うことになる。まず高校については、当初1,310名の枠に対して平成27年度の貸与者は932名の見込みとなった。この数は26年度実績に比べ171名減っている。減った大きな理由は、震災直後の23年度から震災特例採用という枠を実施しており、この大枠で採用された方々が卒業して継続の貸与者数が大幅に減ってきているためである。新規は26年度も27年度もほぼ200名と大体同じぐらいの数であるが、前から借りていた方々がどんどん卒業し減ってきている。

また、大学については27年度当初490名を予定していたところ、貸与者が445名であった。通常の奨学資金についてはほぼ定員どおり採用しているが、入学時に入学料ほかで非常に経費がかかるのとこと、入学一時金という50万円の貸与を行っている。これについても120名の枠で募集してほぼ全員の採用を見込んでいたが、残念ながら入学しなかった方や、学生支援機構に借りてこちらを辞退する方が20名強おり、そういう方々の分が減額の主な原因になっている。

職員課長

教育長は現在特別職ではなく一般職であるが、給与についてはその職務の性質上、特別職と同じ取り扱いを条例で定めているところである。このたび昨年10月に一般職の給与に関する県人事委員会の勧告があり、特別給について0.1月分の引き上げが勧告されている。一般職員と特別職で支給割合は違うが、特別職の支給割合については一般職の支給割合に準じる形で定めており、それにより今回100分の5の引き上げという数字で提案している。

吉田英策委員

地場産の件で再度聞く。いわき市が福島産米を使うということで2,000万円減になったとのことだが、いわき産の米ではなく県産米を使うことに対して県の補助対象にはならないということか。

健康教育課長

私の説明で至らない点があったかと思うが、いわき市では県産米を使っており、その際に農林水産部で事業を活用する想定で予算を積んだが、実際にはいわき市でその事業を活用しなかったため減額になっている。

(3月7日(月) 企業局)

吉田英策委員

各工業用水の収支状況について、赤字になっているかを聞く。

また、企業12ページの白河複合型拠点の売却先を聞く。

また、好間工業団地は前回の説明では赤字経営でいわき市への移管を検討しているのことであったが、その進捗状況を聞く。

販売推進担当課長

後半について先に答弁したい。企業12ページの白河複合型拠点2万8,020㎡の売却先については3社あり、1社がデー

タセンターを業とする事業者、もう1社が電気設備関連を業とする事業者、最後の1社が液晶基板を製造している事業者である。

工業用水道課長

各工業用水の収支だが、まず磐城工業用水道は1億464万6,000円の黒字、勿来工業用水道は2,197万3,000円の黒字となっている。また小名浜工業用水道は4,474万2,000円の赤字、好間工業用水道はプラスマイナス0円である。相馬工業用水道は167万1,000円の黒字となっている。

単年度では赤字黒字が発生しているが、通年で収支計算すると財源上は確保している。

好間工業用水道のいわき市への譲渡の協議だが、現在新規ユーザーと収支の関係がまだ確定していない状況であり、その収支の見込みがついた段階でいわき市への譲渡の条件を精査しながら協議を進めていきたい。

吉田英策委員

好間工業用水道については新規ユーザーとの契約がこれからとのことだが、新規ユーザーというのは要するに石炭火力発電所の件だと思う。例えば、今プラスマイナス0円とのことであり、契約する段階で赤字になるなど県の持ち出しが多くなることにはならないと思うが、そのような見込みはどうか。

佐藤雅裕委員長

吉田委員に述べる。今、整理予算の審議であり、そこまで入ると一般的な部分となるため、当初予算の審議の際に質問願う。

吉田英策委員

了解した。今の質問は次の機会にしたい。

(3月7日(月) 商工労働部)

吉田英策委員

商11ページで、官民合同チームで被災事業者を訪問しているとのことだが、実際対話した件数と、こうした事業資金を必要としている事業者数が何件あると把握しているのか。

また、商15と26ページで、中小企業応援のためのグループ補助金は大事なことであり、商26ページだと繰り越しが相当数あると思うが、実際の活用状況と事業者からの要望に全て応えられているのかを聞く。

また商17ページ、ふくしま産業復興企業立地補助金の件で聞く。泉崎村の(株)タイテックソリューションズが倒産し、新聞報道だとこれから再建の団体も入って、県も返還を求めていくということである。税金が戻ってくるのであればぜひ努力してもらいたい。ふくしま産業復興企業立地補助金について、大手企業への支出は当然地元の雇用についても大きな力になっているが、地元には本社機能のある企業の活用状況はどうなっているか。

経営金融課長

官民合同チームの活動状況について説明する。官民合同チームについては昨年8月から事業者訪問を開始しており、今まで商工団体、商工会議所、商工会及び東京電力(株)の賠償金で本人の同意を得られた方等について、こちらから約5,600件連絡をして、3月2日現在で3,403件の事業者を訪問している。直接この事業を活用したいかという把握はしていないため、事業者全体の事業再開の意向について説明するが、地元で事業再開済みの方が大体20%、

避難先で既に事業再開しており地元に戻って再開したい方が8%、今休業中で将来帰還して地元で事業再開したい方が14%であり、これらを合わせると大体43%になる。また今休業中で将来避難先で事業再開したい方が約5%いる。さらに今避難先等で事業再開済みの方で引き続き避難先等で事業をしたい方が約17%いる。こちらの数字をもとに国で今回の事業費を積み上げたと聞いている。

企業立地課長

まずグループ補助金の件である。申請と採択率という質問かと思うが、当初始まったときには確かに申請と採択に差があった。しかしことしについて述べると、3回募集して3回目はまだ審査中であるが、1回目は1グループ不採択になったものの2回目のときにブラッシュアップされて採択になっている。グループ補助金については申請があったものについて内容確認、審査した上でほとんどのものが採択されている。

次に、企業立地補助金の本社機能の件である。本社機能の有無では把握していないが、今まで446件採択しており、その中で例えば大企業と中小企業の件数を見ると、大企業99件、中小企業347件と把握している。さらに新設増設という区分でも把握しており、新設が35件、増設が411件である。本社機能といってもさまざまな機能がありなかなか捉え切れない部分があるが、適正に施行されるようにいろいろと支援している。

佐藤雅裕委員長

最後の企業立地補助金の件で、補正の増減という意味できょうの審議に関係するのであれば全て答弁いただくが、ないようであれば今手持ちの資料で調べてもらい、一般的事項で改めて聞いてもらいたい。減額増額に関しての質問は最初の2つの質問としたい。

吉田英策委員

企業立地補助金については、今相当数の補助金が支出されて企業活動に資していると思うが、先日質問したときに雇用者数が3,000人ということで、これが多いのかどうか、少し思いが違う部分があるのが一つと、地元企業の育成にもっとこの補助金が活用されるとよいのではないかと思ったため質問した。

佐藤雅裕委員長

この件は一般的事項もしくは当初予算の審議で扱うことで議論を進める。

佐久間俊男委員

9ページの緊急雇用創出事業について、今回減額補正をしている。県内の市町村も含め、職員の不足や事業をもっと前に進めたいとの話も聞いているが、今回減額補正に至ったことについて改めて説明願う。

16ページ、説明8の外資系企業投資促進事業についてだが、先ほど海外企業が本県に進出する際の支援という説明があったが、現在どの程度問い合わせが来ているのか。件数がわかれば知りたい。

17ページ、説明6の「チャレンジふくしま再生可能エネルギー次世代技術開発事業」、藻類バイオマス等々の事業について説明があった、改めてこの事業について現在の状況や今後の見通しを聞く。

雇用労政課長

緊急雇用創出事業の補正予算の概要だが、大きく3つの要因がある。

一つは震災等対応雇用支援事業で県または市町村が事業を実施しているものであるが、91億円の現計に対して約9億円の減額となっている。これは各事業の精査によりどうしても年度末の委託金額に減額が生じるためである。

もう一つ、ふくしま産業復興雇用支援助成金である。これは産業施策と一体となった雇用の支援に最大225万円を企業に補助しているものだが、約142億円が約128億円に減額になっている。一旦助成金の採択を行い、1年後に雇用実績を確認し、それに応じて補助金を支出する形になっているため、実績を反映した上での精査となっている。

また国庫等の返納金の関係で一つ増額があり約7億8,000万円となっている。これは、緊急雇用の中でもさまざまなメニューがあるが、起業支援型というものが平成26年度末で終わっている。27年度に精算行為を行って今回の歳出予算に一旦計上し、年度末に国の基金に返す予定である。

医療関連産業集積推進室長

外資系企業が本県に進出する場合の補助事業についてである。

これは今年度から地域創生交付金を活用して実施している事業だが、要は再生可能エネルギー、ロボットなどの分野において産業集積を図るということで外資系企業が本県に進出する際のオフィス設置などに要する初期費用を補助するものである。ちなみに今年度はこの補助事業を活用して、医療機器分野でインプラントなどを製造する台湾企業がいわき市に事務所を構えるものと、再生可能エネルギー分野でバイオマスプラントを製造する企業が福島市内にオフィスを構えるもの、2件の事業を採択している。このほかに現在、韓国やタイの企業からもオフィスを構えたいという問い合わせが来ている。

産業創出課長

次世代技術開発事業の現在の状況と今後の見通しである。

次世代技術開発事業については平成25～27年度の3年間国から補助金をもらい、4つのテーマで研究開発の事業を行ってきた。その4つのテーマの一つが藻類バイオマスの生産技術の確立であり、南相馬で行っている。通常藻類は温帯では大量に育たないが、それを東北という温帯地方でいかに大量に育てていくか。被災地のなかなか農地として転用できないようなところで藻類バイオマスを育成できないか研究開発するものである。通常ニュージーランドのような温帯地方だと、ha当たり年間60tが一つの目安だが、その半分の約30tをとる目標であった。実際に研究の中で約40tとれており、当初の目的ぐらいとれるようになった。今後はそれをさらに燃料として使っていくため、油をとってコストを安くしてつくることが目標であり、現在それを被災地で実際に事業化に結びつけられるよう研究開発する内容になっている。

この予算については今年度で終了になるが、さらに事業を進めていくに当たり、来年度から別の補助金を政府の予算案で出してもらっており、南相馬のこの事業についても新たな補助金でさらに実証に向けて研究開発を進めていく。

また4つのうち主なのもう1点説明すると、水素の蓄エネルギーの有効利用が研究開発の対象となっている。これは産総研で行っているもので、再生可能エネルギーからつくり出した電気エネルギーを使い、水を電気分解して水素と酸素に分け、出てきた水素と有機物を合わせて蓄積していく技術は今でもあるが、さらに蓄積された水素と有機物が結合したメチルシクロヘキサンという物質を実際に燃料として使えるようにするものである。これは非常に難しい研究であるが、これに関して3年間研究開発をしてきた。最終的には水素と有機物が結合した燃料を使ってエンジンを回すことが一つの目標だが、水素だけではなかなか燃料を回せず、軽油と合わせてエンジンを動かしていくことが研究開発の目標である。一貫して軽油を少なくして水素をふやし、ほとんど水素だけで回るようにしていくことが目標であり、本年度およそ80%の水素でエンジンを回せる見込みである。来年度以降、我々はさらに実用化に向けていかに進めていくかを課題として考えている。

桜田葉子委員

部長説明でもあったように商8ページ、女性活躍促進事業費の内容だが、女性活躍推進法の行動計画が今年度中に策定され4月1日に公布される動きの中の事業費と考えてよいか。内容について聞く。

雇用労政課長

来年度の予定になるが、女性活躍推進法に基づき県が推進計画をつくることが努力義務で定められており、本県においても、来年策定する形で準備を進めていきたい。

ただ、女性活躍推進法ができるできないにかかわらず女性の活躍は非常に大事なテーマだと思っているため、従来からある認証制度、各種のセミナー、また今回も幾つか事業に入っているが、県としては意識改革の面から、また制度の普及啓発についてしっかりと対応していく形で事業を構築している。

桜田葉子委員

今説明のあった女性活躍促進事業費はそこに関連すると理解すればよいか。

雇用労政課長

冒頭説明した、県で女性活躍推進法に基づき女性活躍の推進計画をつくることについては直接的なかわりはない。

桜田葉子委員

商8ページに女性活躍促進事業費があるが、この内容はどうなっているのか。

雇用労政課長

失礼した。幾つか分かれており、まず職場環境づくりの面が一つある。いわゆる働きやすい環境づくりを進める意味での職場環境が大きな項目としてあり、そこに具体的な事業として予定しているのが、女性活躍の経営塾と仮称している、経営者や女性向けのワーク・ライフ・バランスのセミナーを開催する。それから多様な働き方の推進事業ということでテレワークほか働き方についてのセミナーを開催したい。また、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業として、事業計画の策定のほかに推進のキャラバン隊をさまざまなイベントに派遣して制度の普及啓発を図る。またこれは継続的な事業だが、次世代育成の認証企業の事業として認証制度の普及啓発とともに助成金制度を促進する。またイクボスの推進事業として、イクボスに関する出前講座等を実施することが大きな柱である。

もう一つは、離職した女性の就労促進という観点でいわゆる雇用面からの対応だが、コラッセふくしまに女性のコーディネーターを引き続き配置し、女性の再就職支援を行う事業になっている。

宗方保委員

商1ページ、空港利活用対策費が減額補正になっているが、どういう事業がどのように見込み違いだったのか、あわせて商21ページ、国内観光推進費の金額が大きく下がっているが、この件についてどういうことか。

空港交流課長

商1ページの空港利活用対策費の減額については、国際チャーター便を運航するための助成等の予算だったが、中国や韓国のチャーター便が残念ながら今年度飛ぶ見込みがなくなったことから、助成額について減額する内容である。

もう一つは事業圏域の拡大ということで、栃木県内を出発する旅行を促進誘発したいとバス代等の助成制度を今年度から始めたが、やはりまだ広く浸透していないこともあり、不用額が出て所要額が固まってきたため減額する内容になっている。

観光交流課長

商21ページ、国内観光推進費の減額であるが、一つは平成27年度当初で安達太良山にあるくろがね小屋のトイレを改修する計画を立てていたが、あのような場所にあるため工法の見直し等を行い、断念して来年度工事を行う予定である。その分約1億円を減額している。

もう一つは教育旅行のバス代補助である。今年度からバス代への補助を震災以降新規校が5万円、継続校が2万5,000円ということで開始したが、教育旅行の場合には3年ほどのスパンで決め、前年には行き先が決まっている状況であり、今年度新しくつくった仕組みであるがなかなか利用されずにこの分を9,000万円弱減額した。

大きな理由としてこの2つである。

佐藤雅裕委員長

少し大きなくくりで聞く。今回はどちらかというとマイナス補正であり、所要減や経費縮減等さまざまな理由であったと思う。当然商工観光も非常に重要な県の事業であるが、当初予算の中で目標があってそれに対して予算立てをした。今幾つか事業の話が出たが、今回この予算がそれぞれ大きなマイナスになったことで、当初県が描いていた目標がきちんと達成できるのか検証をし、対策していかなければならないと思う。その点に関してどのような状況にあるのか。

部参事兼商工総務課長

今回の補正予算は約83億円の減額であり、大きな内訳としては通常の執行予算の調整という意味で約86億円の減額、そして先ほど説明した地方創生に係る前向きな9事業の採択を国から受ける予定の増額が約3億4,000万円となる。

質問の86億円の減額であるが、これは当初予算が2,300億円あった中の毎回の調整で、今回最終の調整になる。先ほどの雇用のマイナス等大きいものもあるが、市町村の当初要望等はほぼ組んだ上で、あるいは立地補助金等も立地企業には十分採択を見込んだ上でということになり、やはり時系列で見ると雇用の実績が十分ではなかった、あるいは工事が建設業者の都合もあって翌年度に送られたなどということもあるため、やむを得ない部分であり、当初掲げた行政目標については、中小企業振興基本条例で毎年度フォローアップしている。そういう意味では、今年度の補正については減額補正分はあるが、当初の目的は達成していると考えている。

(3月9日(水) 商工労働部)

佐久間俊男委員

商工労働部の歳入の全体的な内容を見ると、例えば原子力災害等復興基金からの繰入金額も多くなってきており、いよいよこの5年間で復興・創生をなし遂げなければならない状況であると、私も決意を新たにして復興・創生に臨んでいきたい。

そういう観点から2つ聞く。

商10ページについて、一昨日も聞いたが、緊急雇用創出事業が今回約140億円予算計上されており、平成27年度の復興雇用支援事業の予算を見ると大分少なくなっているように思われる。27年度の予算と比べて28年度予算はどう把握しているか。

雇用労政課長

表の中の緊急雇用の関係だが、平成28年度の計上予算は約140億円になっている。この内訳を少し説明するが、まず震災等対応雇用支援事業という県または市町村が行う事業について約19億円計上している。また、ふくしま産業復興雇用支援事業という民間企業が行う産業施策と一体となった雇用に対して助成金を支出するものだが、約72億円計上している。

雇用人数は約1万6,500人となっている。さらに新しい事業として、28年度から原子力災害対応雇用支援事業が国で創設される見込みになっており、そちらに対応する事業が約28億円である。

27年度との比較だが、1、2番目の震災等対応雇用支援事業について、今年度は約90億円の予算を計上していた。これが約19億円で減少となる。主な要因としては、この事業が27年度限りで終了するという国の方針があり、既存事業は、例えば復興庁の総合交付金、震災特別交付税、もしくは復興庁の加速化交付金の委託事業等にできるだけ乗りかえて、それで救えないものを3番目の原子力災害対応雇用支援事業で対応することになった。

また、産業復興支援の民間に対する助成金だが、これについても26年までは新規事業でなくても、上限が1億円まで認められたものが、27年から原則新規で上限が2,000万円と、制度の要件が厳格化された影響で支給対象人数が減少している。そのため昨年の支給対象人数が約2万6,000人だったが、来年度は1万6,500人ということで、その分の減少が影響していると思う。

佐久間俊男委員

補正の審議でも質問したが、私が心配しているのは県内の市町村である。市町村においてもこの5年間で事業をなし遂げていくためには、今課長が説明した事業内容についてしっかりと受けとめてもらいたい。補正でも減額補正で約16億円整理されていた。その辺についても平成28年度は市町村と連携してもらいたい。これは要望である。

2つ目だが、商17ページ、医療機器開発・安全性評価拠点整備事業の説明があった。郡山市で今、工事が着々と進められている様子で、あの地区には新富田駅というのか新しい駅が磐越西線につくられており、その姿も見えてきている。この支援センターの開所時期はことしの秋と説明があったが、現在の工事の進捗状況、また将来の取り付け道路についてはどのようになるのか。

医療関連産業集積推進室長

医療機器開発支援センターの工事の進捗状況だが、一昨年の11月から工事に入り、現在、建設工事の進捗率は60%程度である。これは当初の計画どおりで、間違いなくことしの秋口にはオープンにこぎつけられると考えている。

また、新駅について郡山市からの情報提供であるが、医療機器開発支援センターの隣接地に開業予定の郡山富田駅については、郡山市の要望によりJR東日本が整備する請願駅である。事業費が大体20億円で、郡山市もこの駅を活用しながら周辺地域の活性化につなげていきたいとかなり力が入ってきている。先般2月下旬に郡山市主催の新駅の利用促進協議会が発足し、これに県も入って医療機器開発支援センターとの連携も考えながら対応していきたい。なお新駅から医療機器開発支援センターまでは距離が近いこともあり、取り付け道路については郡山市と協議をしながら進めている。

吉田英策委員

まず部長当初説明で「個別事業者への設備投資補助等を行い」とあるが、これは説明資料の中ではどこの項目になるか。

経営金融課長

個別事業者への設備投資補助等については、資料の12ページ、「経営資源強化対策事業費」の中の「4 原子力災害被災事業者事業再開等支援事業」であり、先般の整理予算の中で基金化した部分についての事業費である。

吉田英策委員

官民合同チームで対話している中で出てきた事業者への要望に対する事業になると思うが、今事業再開しようと頑張っている方への支援は大事だと思う。この事業に対して、被災地であるもとの場所に戻って事業再開する業者と、被災地を離れていわき等ほかの地域で事業を始めて基盤を確立し、なかなか戻れない方への支援はどのように考えているのか。

経営金融課長

事業再開等支援事業については、12市町村の中で事業再開等を行う場合と、12市町村以外で事業再開等を行う場合の両方を対象にしている。ただ帰還促進をより進める観点から、補助率については12市町村の中で事業再開を行う方は事業費の上限1,000万円の4分の3、12市町村以外の方は申しわけないが3分の1で国が制度設計をしている。

吉田英策委員

被災して事業再開しようと大変な思いをしているのは、被災地に戻ろうという方も被災地以外で事業再開しようという方も同じだと思う。そこで4分の3と3分の1で差をつけることなく、被災された事業者全てに手厚い補助をしていくのが、今、商工業の復興のためにも大事なことだと思う。ぜひ検討してもらいたい。

また幾つか質問する。

一つは福島産業復興企業立地補助金について、一般質問のときに、倒産企業に対しても返還を求めるとしており、実際問題になっているのは泉崎村の(株)タイテックソリューションズの件だと思う。再建計画はこれからだと思うが、どのように進んでいくのか。

佐藤雅裕委員長

吉田委員、この件は予算そのものよりも倒産した企業に対するの対応ということか。

吉田英策委員

予算の中にも企業立地補助金の金額が出ており、これからそういう事例が出ないとも限らないため聞いた次第である。

また、イノベーション・コースト構想について聞く。商の17ページ、イノベーション・コースト構想で142億円の予算が計上されているが、概要を詳しく説明願う。多分ロボットフィールドの事業整備だと思われ、ロボットフィールドというのは広大な敷地を要してそこにいろいろな施設をつくることになると思うが、どのように進んでいるのか、これだけ大きな予算が計上されているので進捗状況をぜひ説明願う。

もう一つは先ほどの福島産業復興企業立地補助金の件で、実はきょうの新聞にこういう報道があった。これを利用している県内中小企業者が借りるときの要件に雇用をふやさなければならないということである。それは当然のことだと思う。県税たる税金を投入して応援するためには、事業の健全な発展のために、企業人もやはり努力してもらわなくてはならないことだと思うが、大手に人材が流れてなかなか中小企業の人員確保が難しいとのことである。それで補助金の要件に雇用の確保があつては大変だと思う。

頑張っている中小企業家への応援は大事だと思う。要するに要綱にあるいろいろな項目を実施しなければ補助金支給にならないのかどうか、年度を越しても少し余裕があり全体的に見通せば要件にかなっているから補助金支給ができることになるのか答弁願う。

佐藤雅裕委員長

今の企業立地に関する1つ目と3つ目の質問だが、予算のみということで制度の部分だけ答弁願う。倒産するのにどうするのかと要件は一般的事項で後ほど調査されるので、予算の枠組みの中でこういう制度になっているということだけ答弁願う。

企業立地課長

まず1点目の企業立地補助金の部分で倒産した場合の制度的な枠組みであるが、こういう経営の悪化による倒産といっ

た場合については、交付決定を取り消して返還を求めることはしないことになっている。ただ債務を整理していく中で補助金で取得した財産を処分して売却収入が生じた場合についてはその収入の補助率分の返還を求めるという制度的枠組みになっている。

また2点目の雇用要件について、企業立地補助金の雇用要件が一番コアな部分であり、雇用を満たさないと補助金の支払いはできない。人材確保については、商の18ページ、7番の459億円の中にこの関係で3,900万円程度の予算を計上しており、来年度において企業立地補助金で指定された企業が人材を確保するに当たりサポートしていこうというものである。例えば、採用計画の策定支援、立地予定エリアの求職動向調査、求人票の掲載方法等のサポートを実施し、そういう雇用要件を満たされるように県から支援していきたい。

産業創出課長

イノベーション・コースト構想推進事業の概要と進捗状況についてである。

まず概要について全体で約143億円である。大きく3つに分かれている。一つがロボットテストフィールドの設計整備の費用、またロボットに関する国際産学共同利用施設の整備経費、それから地域復興実用化開発促進事業という、浜通りの地域の企業の復興も含め、地域外の企業とも連携しながら、イノベーション・コースト構想の対象分野であるロボット、エネルギー、農業の研究開発を進めていくための補助事業の3つに分かれている。テストフィールド部分が50億円程度、共同利用施設部分が20億円程度、研究開発部分が70億円程度という配分となっている。商の37ページにあるが債務負担行為も提出しており、施設整備は1年でできるものではないため、平成29年度まで2年間ということでロボットテストフィールド共同利用施設について約65億7,000万円程度の債務負担行為となっている。

続いて進捗状況だが、イノベーション・コースト構想は26年1月に当時の赤羽経済副大臣や内堀副知事が入り、浜通りの復興のためにどのようなことを行っていくかという研究会が立ち上がり、26年6月に報告書が出て、その後中身についての検討が進められてきた。そうした中でそれぞれの施設内容が固まってきたところであり、現在は、具体的にロボットテストフィールドと国際産学共同利用施設の2つについてさらに細かい施設の設備内容等を検討するための会議を国と県、学識経験者の皆様方で議論する場をつくっている。これがロボットテストフィールド国際産学共同利用施設活用検討委員会であり、そこで主なスペック等を議論している。

ロボットテストフィールドについて中身を補足すると、屋外用ロボットの実証、研究開発をすることに加えて、ロボットについては機能等に標準というものがないが、標準をつくり、さらにでき上がったロボットがその標準に合っているかを認証するといったことを含めて行っていく施設である。またロボットを使う方の運転免許のようなもの、オペレーターの検定なども行うということで、それを可能にすることにより多くの企業に福島に来てもらえる施設である。非常に広大な施設であり、今検討委員会の中で50ha程度という案が出ている。検討委員会の中でどのようなスペックでつくっていくのか、あわせてどのような場所につくったらよいかも議論されている。

今後は、まずロボットテストフィールド国際産学共同利用施設の中身、スペックとどのようなことをすべきかを決めて、先ほど述べた検討委員会がこの3月末ぐらいまで方針を出す予定であり、それを踏まえて場所を決め、設計を依頼し、施設整備に入るといった一連の取り組みを早期に行う予定である。

吉田英策委員

ロボットフィールドの場所の選定についてはどのように進めるのか。

産業創出課長

ロボットテストフィールドの設置場所については、ロボットテストフィールドや国際産学共同利用施設がどのような中身になるのかにより、場所もいろいろと条件づけされる。大前提として、どのようなものをつくるかは先ほど述べたロボ

ットテストフィールド国際産学共同利用施設活用検討委員会で議論している。現時点で委員会が3回目まで開かれており、その中で、先ほど述べた50ha程度をベースとしたときに、どのような形、場所だとよいかはたたき台として出ている。まずそれだけの面積がとれる場所や、共同利用施設になると人が集まってくるので生活インフラ等もある程度なければならぬなど、もろもろの一般的な条件がある。いずれにしても浜通りの地域に設置するようになるため、今後その地域の市町村の意見を聞きながら設定していきたい。

吉田英策委員

商の11ページと議案の19、ふくしま産業人材確保推進基金で、これは県内の企業に就職する学生に対して奨学金の返還のために助成をするとのことだが、どういう職種に就職した学生になるのか。要するに対象とする学生はどのような方なのかを聞く。というのは、一部ハイテク関連の業種だけではなく、県内で働きたい学生についてはこういう制度の対象にすべきだと思う。詳しく説明願う。

部参事兼商工総務課長

「将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」である。来年度の新規事業として立ち上げたが、名前のとおり将来を担う産業人材の確保を図る。我々は産業施策、労働施策を両方行っているが、特に新産業について優秀な人材を確保する部分を今後強化していかなければならないことから、先ほどのロボット、医療関連、再生エネルギーという本県を担う成長産業に就職する学生に対してインセンティブを与える、あるいはUターン就職してもらうために、奨学金を借りている大学生の返還を支援していきたいと考えてつくったものである。当然奨学金を借りていない生徒もいるが、借りている生徒が非常に多いこともあり、そういう産業の人材を確保していきたい。

吉田英策委員

やはりロボット、医療関連、再生エネルギー関連に関する職種に就職した学生になるのか。

部参事兼商工総務課長

そういう業種に就職した大学生の方で、なおかつ一定期間の定着も要件に考えており、就職してすぐやめることを排除するために、何年間の就職、定着を要件にしてその後、支援していく形にしている。したがって学生を選定してから補助金を交付するまでの期間が普通の補助金よりは長くなる特徴がある。これは地方創生の交付金を活用しており、人口の減少抑制策という意味もあるし、本県の場合、進学と就職において人口が流出してなかなか戻ってこないため、こういう魅力ある制度をつくって大学生に戻ってきてもらおうと考えている。

吉田英策委員

制度を否定するわけではない。優秀な学生が県内に戻ってくることが一番よいと思う。ただこうした少ない業種に限って人材を確保するというのではなく、もっと幅広い業種に適用されるようにしてもらいたいと要望しておく。

もう一つ質問する。これからイノベーション・コースト構想でも、ロボット産業の推進ということで進むことになっている。また商の12ページには航空宇宙産業の推進も打ち出されている。ロボットと航空宇宙産業の育成が県の大きな仕事になると思うが、そこでこうした産業が県内で発展していくためには県内の企業の取引がふえて、県内中小企業ももっと潤うことが復興には一番であり、ロボットや航空宇宙産業推進のためにも欠かすことができないと思う。私はこうした産業が本当に裾野が広く県内の中小企業が多く取引できる状況になることが大事だし、そのために県が地元企業への技術向上や育成のために力を尽くすことは必要だと思う。ロボット産業がどれだけ裾野が広い産業なのか聞く。

やはりこれは一般的事項で聞くことにして、ここでは航空宇宙産業の推進とはどういうことを想定して進めようとして

いるのか聞く。

企業立地課長

商の12ページ、航空宇宙産業推進事業は新規事業として計上している。内容は大きく分けて5つの観点から進めていければと考えている。

まず受け皿となる裾野の拡大として、いわゆる普及啓発の部分については航空産業シンポジウムを来年度も開催したい。また航空宇宙フェアは次世代を担う子供たちを対象にしたものにしたい。

2つ目が、ハイテクプラザに航空宇宙産業技術研究会、また東北6県が集まった東北航空宇宙産業研究会が既に設置されており、特に東北の研究会は毎年セミナーを開いてサプライチェーンの構築のためにネットワークづくりを行っているため、それらへの参画である。

3つ目が、特に県内の企業の参入支援という部分に当たると思うが、航空宇宙産業に参入するに当たり、品質保証の認証を取得する必要がある。現在2つあり、J I S Q9100というものを取得しているところが県内外17社ある。もう一つN a d c a pという資格を取得しているところが3社あり、この数をふやしていくということで、まず、認証規格がどのようなものかというセミナーを行ったり、さらに一歩進んで認証取得を実際しようという企業に専門家を派遣して個別指導などの取り組みを検討している。

4つ目は人材育成の部分である。航空宇宙産業の部品を確保するには、5軸というマシンが使われ、大変高度な加工技術を要する。さらに設計にはC A Dというコンピューター支援による設計システムも使われ、そういう設備が福島大学にあるため活用させてもらい、カリキュラムを考えて県内の企業に受講してもらうことによって技術力を高めてもらう取り組みも考えている。

5つ目は情報発信ということで、ことしの10月に東京のビッグサイトで国際航空宇宙展が大規模に行われる。これまでも開催されていたがことしは特に大きく、これまで東北の研究会で東北6県が出て本県のブースもあったが、さらにそれを広げて県内企業の技術力をアピールしていく取り組みを考えている。来年度このように取り組んでいき、航空宇宙関連産業の集積につなげていきたい。

太田光秋委員

商の13ページ、中小企業制度資金貸付金で859億円になっており、整理予算の累計額を下回っているが、ここの考え方を聞く。

経営金融課長

この制度資金の予算額については新規で貸し付けるものと過年度に貸し付けたもの両方について計上している。新規の貸付枠については、今年度当初が1,085億円で現在の執行状況が大体700億円になっていると思われる。平成28年度は全体的に少し見直して1,010億円の新規貸付枠を確保している。予算額が減った原因については、過年度の残債分の繰上償還等が進んでいるためその分についての減額である。

太田光秋委員

商の24ページ、教育旅行誘致促進費の教育旅行復興事業は今年度は国内のほうに入っていたと思うが、同じ事業か確認したい。

また先日の説明でなかなか周知がうまくいかなかったから減額をしたという説明だったと思うが、どうか。

観光交流課長

教育旅行については、先日補正で上げた事業と同じものである。今回は、台湾の教育旅行を推進していくということで上げている。

またバス代の補助については、先日説明した、今年度スタートの事業でなかなか周知が進んでいないことに加え、教育旅行は前年に決まってしまう事情があり、本年度事業ができて「もう既に決まっているから」という学校の回答がある。今後このようなバス代補助の制度が継続されていくと周知も進んでくるし、福島でこういう制度があるので来年の教育旅行は福島で実施しようという需要も高まってくるものと想定している。

太田光秋委員

今年度よりも増額で予算を組んでいると見ているので、ぜひともしっかり周知してもらい、足りないというぐらいまで活用してもらえればと思い、これを要望する。

また商22ページの研究開発費で、ハイテクプラザの研究開発事業233万円が一般財源での計上となっている。ハイテクプラザを利用する事業はたくさんあると思うが、この中身を聞く。

産業創出課長

ハイテクプラザ研究開発費については、一般会計で行っているが、主に4つの項目で予定している。

少し具体的なものになるが、CAEによる電子デバイスの信頼性評価は、研究開発をする場合にシミュレーションを行って試作品をつくる手間を少なくする開発である。また、海水中におけるプラスチックの劣化挙動の研究開発は、浮体式洋上風力発電に使うために必要な電線を浮かすためのブイの材質を研究開発するものである。また、本藍染めによる自動染色システムの開発は、藍染めをする場合にほとんど手作業で行っているが、ロボットなども活用しながらできないかという内容である。また、県産醸造製品の品質向上に向けた製造技術の確立は、本県は日本酒について非常に多くの賞を得ており、かなり成果が出ているが、同じく発酵食品であるみそやしょうゆについてもさらに研究開発をして販路を拡大していく内容である。

そのほかにもう一つ微細管の内面仕上げは、医療機器に使われるものだが、非常に細かいところを手術する場合に細い管が必要であり、その内面を研磨する等の技術を開発するものである。これらを平成28年度の研究開発対象としている。

太田光秋委員

今年度と平成28年度の事業は同じか。違うものや新規のものもあるのか。

産業創出課長

新しいものもある。研究開発は1年で終わらないため継続のものが多くなっている。新しいものは最後に述べた微細管の内面仕上げの技術開発になる。

太田光秋委員

今まで予算を組んでいく中で財政当局とのやりとり等があると理解している。金額は少ないが、私は大変重要だと思っている。一般財源でやらなくてはいけない研究だということはわかるが、今年度と来年度で全く同じ金額が計上されているのは、もう少し財政当局にも理解を得ながら努力してもらわなくてはならないのではないのか。

産業創出課長

一般財源ということで、全体的な行政経費として整理されている部分については、予算編成方針の中で基本的に1割カ

ットして9割でという大きな方針が出ていた。一方でそうではない戦略的な部分は補助金をとってきたりしながらその分上積みできる形になっている。ある意味1割カットしないで何とか昨年並みに頑張ったところではあるが、委員指摘のとおり、非常に重要な事業だと思っているし、来年度以降さらに予算獲得できるようにしていきたい。

一方、研究開発の予算については、ハイテクプラザ研究開発事業だけではなく、ほかの事業の中に補助金等を使ってハイテクプラザがかかわった研究開発がいろいろ入っている。一つだけ例示で述べると商の16ページである。工業振興普及費の「1受託研究事業」、このような事業はNEDOや科学振興機構、経産省等から予算を獲得しながら委託事業として研究開発を行っているものだが、あわせてこのような事業についても、並行してよい研究内容を提案し、しっかり予算をとっていきたい。一般会計の予算とさまざまな補助金獲得という両面で、研究開発を行っていきたい。

太田光秋委員

今ほど例示をしてもらい、予算立てでこういうつくりになっているが、これを見るとハイテクプラザがかかわっている事業は先ほどの233万円が主なものに見えてしまうし、この名称自体も全部を背負っているようなものになっている。本当はいろいろなことを行っていることは我々も理解しており、これだけのさまざまな研究開発を進め、成果を上げている。またこれから進めるものにもハイテクプラザがかかわっている。については、ハイテクプラザの今年度と来年度の予算規模を聞く。

産業創出課長

今年度と来年度の研究開発費でどの程度入っているかだが、平成28年度は全体としておおよそ7,300万円の予算を上げている。27年度の当初予算の段階では1億1,000万円程度上げていた。参考までに述べると2月補正の減額後で8,300万円程度である。当初予算ベースで2千数百万円減額しているが、その主な理由は、研究開発に当たり新たな機器整備をするものが幾つかあり、一旦機器整備をすると次年度に研究開発する予算が上がってこないことがある。逆にその機器整備費等、備品購入費を除いて比較すると、28年度は27年度よりも若干多目に予算を上げている。

桜田葉子委員

平成26年6月に小規模企業に光を当てた小規模企業振興基本法が成立した。地元の地域を支える小規模企業が元気になるという視点ですばらしい法律である。基本法第7条にも地方公共団体の責務として記載されているが、本県の場合は中小企業振興基本条例がある。きょうの部長の説明の中にも県内経済の活性化、雇用の維持と創出という言葉があったが、人口減少、少子化、そして子育て支援を積極的に進める中で女性活躍推進法という法律の行動計画を立てなければならない。その中で雇用が大きな視点だと思っており、パートやアルバイトではなく正規雇用で働ける福島県をつくる、それが全ての課題につながっていて、例えば貧困もそれにつながっていく。中小企業の条例が福島県できて、さまざまな場面で条例ができると政策が動く実感している。

この部の関係ではないが、例えば「歯科口腔保健の推進に関する条例」を歯科医師会と一緒につくった。すると条例をつくったことによってすぐに政策が4つ動いた。企業の99%を占める中小企業のうち小規模企業が85%もある本県とすれば、小規模企業向けの条例をつくるのが政策にもつながるし後ろ盾にもなると思うが、今の県の認識はどうか。

経営金融課長

国で小規模企業振興基本法などができて、全国でも新潟県はもともと企業関係の振興条例がなかったこともあり、新たに小規模に特化した条例をつくっているところもある。富山県、熊本県、神奈川県はもともとあった中小企業振興条例に小規模事業者に対する特別な条項をつくったり、改正をしている。県の商工会連合会からも小規模企業向けの条例を制定してほしいという要望が出ている。

なお、我々としては現行の議員提案条例について、当然小規模事業者が範疇に含まれていると理解しており、それに基づいて今まで施策等を行ってきた。また小規模企業に特化した制度資金などを平成27年度から新たにつくったり、いろいろな施策の中で小規模事業者を対象としていることがわかるような事業名にする、また対象として位置づけるなどの取り組みを行ってきた。条例の制定については、今ある振興条例が議員提案条例によってできた経緯もあるため、いろいろと意見交換しながら検討していきたい。

桜田葉子委員

私は、人口ビジョンが発表になって総合戦略の中で正規雇用で働けることが人口を維持、確保して本県を支える力になると思う。本県を支えている企業はほとんどが小規模であり、そこに専門的視点を持って光を当てていくことが、きょう部長が説明した雇用の維持創出につながると思うので、ぜひ検討願う。

次に、観光庁が進めている東北観光復興対策調査について聞く。国が3月18日に事業者を決定しようという状況の中で、事業者が福島県の意見を踏まえて計画を立てたものが採択される。約32億円の中の福島県は4億円ほどとみなしているが、採択されないと使えない状況になってしまう。日本版DMO（Destination Management/Marketing Organization。さまざまな地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体）については山形県や秋田県はもう設立予定で登録されている状況の中で、国に申請する事業者と福島県の関係は今どようになっているのか。

観光交流課長

国の交付金の関係だが、先日報道等で32億円という金額が出ており、切りしろについてはこれからという情報を得ている。制度設計も今財務省と調整しているとのことである。委員指摘の調査事業については、国の補正事業でこれから事業者を決定するとのこと、まず受託業者がマーケティング調査を加えて東北6県でどのような形でインバウンドを推進したら数字が伸びるかという提案も含めて受託されると聞いている。

本県としては、当然東北各県と連携してインバウンド誘致に取り組んでおり、また観光推進機構や、国が進めている奥の院という広域ルートなどと連携を深めて推進したいと思っている。また、本県はほかの県と違う部分もあり、東京と距離が近いことが武器でもあるので、東北プラス東京イン・東京アウトというルートも北関東との連携を踏まえてインバウンドに取り組んでいきたい。

また、DMOについて東北では委員指摘のとおり2つ登録されている。山形と秋田で、どれも幾つかの市が一緒になって取り組んでいるものである。県内の状況だが、登録している自治体はないものの幾つかの自治体ではかなり前向きに申請書を作成している状況と聞いているので、そう遠くないうちに申請が進むのではないかと聞いている。

桜田葉子委員

3月18日までに国が事業者を決定する日程の中で、今課長が説明した制度設計が大事であり他県の状況も踏まえてとのことだが、福島県の今の動きを見るとまだ何かのんびりしているように見えて心配している。制度設計がしっかり示され、事業者との関係も積極的に進めていると理解すればよいか。

観光交流課長

委員指摘のとおり、国から受託した業者と情報共有を密にして一緒になって進めていく考えである。

桜田葉子委員

例えば32億円採択されて福島県は5億円使うとなると、6月定例会で補正という格好になると思う。そのため今から積極的に中身を精査していかなければならず、市町村や観光協会、商工会議所というような民間の方たちの意見もしっかり県が吸い取ることで事業者との連携につながっていくと思うが、どうか。

観光交流課長

国の交付金については、スケジュール的に6月補正で上げないと執行する上でもなかなか大変だと思っている。現在、DMOについて各市と数カ月間にわたって協議を進めており、その中で当然インバウンドも課題に上ってどうしていくかという意見交換を密に行っているため、それを踏まえてこの交付金を使った事業を構築していきたい。

桜田葉子委員

ラストチャンスだと思っているのでぜひ有効に使って福島のすばらしさを伝えてもらいたい。

もう一つ聞く。局長の要旨の中でも「クリエイターとの連携による伝統工芸品の新たな魅力づくり」とあり予算も計上されている。また「地域資源をいかし」と説明があり、新聞でも「伝統工芸後継者を育成」と出るなど、伝統工芸品に光を当てた施策が展開されることを期待する。中でも会津木綿は会津の伝統文化を育み、会津の歴史を象徴するものであり、今の事業に特化できるものなのかどうかと思うが、山田織機と原山織機があり、今は山田織機だけが会津木綿を継承した形で動いている。機械は豊田式織機といって80年も過ぎており、現役で動いているのは本当にわずかだそうだが、部品があちらこちらにしかないため、いずれこれがなくなってしまったら会津木綿もなくなってしまうのではないかと。

その中で、東京造形大学大学院の世界的に誇れるデザイナーや、テキスタイルデザインの先生、創作の先生たちが加わって、今、松屋銀座で会津木綿の会津プロジェクトが展示されている。このように会津の伝統を継ぐもの、会津木綿を織る織機が今も現役で動いている、これも観光の一つとして2つあわせて多面的に何か支援をしなければ、会津の伝統がなくなってしまうのではないかと。どういう支援ができるのか。この前の新聞では三島町の話が出ていたが、そこだけではなくてここにも支援を考えると、どんな支援を考えているか。

県産品振興戦略課長

新年度の伝統工芸産業関係の支援策で説明要旨にある事業だが、新年度は、福島は今いろんな意味でブランド価値が下がっているため、その中でも中小の厳しい伝統工芸を初め地場産業のブランド価値を創出するために、商品開発や販路開拓に通じたプロデューサーを中心に呼び、一方で地方でのものづくりに関心の高い若手や新しい発想のあるクリエイターと呼ばれる方々、デザイン関係等といった方を募集して、県内の伝統工芸の資源である事業者の方々とマッチングを図り、新しい商品開発や伝統工芸、地場産業の活性化に資する事業を行うものである。

今会津木綿の例があり、昔から使われている織機の件について我々も聞き及んでいるが、今回の事業においてはハードの支援、機器整備や技術開発の補助金は見込んでおらず、ソフトの部分、クリエイターを募って県内の事業者とマッチングして商品をつくり出す、そして新しい商品が生まれること自体もさることながら、そういう動き自体から福島情報を発信し、福島のものづくりのブランドイメージを高めたり、また人的な面でも県外のかかわってくれたクリエイター、あるいはそういう情報に触れて、すばらしいと思ってもらえた県内の学生も含め、いろいろな方々が県内のものづくりの道、伝統工芸の門を叩くような効果も期待して伝統工芸品の販路開拓やブランド価値向上につなげていきたいという事業である。

三島町の例もあったが、参考までにあちらは町で地方創生交付金を使って考えると聞いている。そういう各産地の取り組みとも連携しながら推進していきたい。今伝統工芸と述べたが、国指定や県指定の伝統工芸品のほかにニット、シルク、会津木綿といった繊維関係も対象にこれから募っていきたい。

桜田葉子委員

芸術の力、デザインの力を育んだ世界に誇れるテキスタイルデザイナーである東京造形大学の大学院の先生たちが力を貸して会津木綿とは思えないようなすてきな商品ができ上がっている。今の会津プロジェクトは会津地方振興局の地域づくりサポート事業を使っているが、これを使いながら、新年度の新たな支援も重ねてできると理解してよいか。

県産品振興戦略課長

内容的には、我々の新年度の事業がマッチングして事業者とクリエイターの今後の活動を促していくという入り口をつくる事業なので、結果としてサポート事業とプレーヤーが重なることはあると思われるが、恐らくサポート事業の支援対象になっている事業の内容と直接かぶることにはならないのではないかと。

宗方保委員

福島空港について、久しぶりに質問する。震災のとき瞬間的に東京路線までできて大変好評を得たが、以来原発事故の問題を含めて低迷を続けてきた。あれから5年がたとうとしているが、そういう意味で株ではないがまさに底である。これからどうするかを戦略、戦術を含めて本気になって考えていかなければならない。私たちが空港問題にタッチしたときいつも言っていたことは、新幹線や高速道路とは違う、空港は育てる努力をしなければならない、どう育てるかが大事だと言いつついろいろな議論を進めてきた。

まず最初に、1,000万人を達成したのはまことに喜ばしいことであるが、単なる通過点である。そういう意味で局長に総括願う。

観光交流局長

福島空港の1,000万人達成の総括ということだが、福島空港は平成5年3月20日に開港し、間もなく丸23年を迎えることになる。実は国際線も合わせると24年2月に1,000万人を突破しており、私が昨年式典に出たが、国内線の1,000万人突破が昨年12月である。

まず福島空港に対する認識で、本会議でも答弁したが、福島の企業活動、産業振興を支える拠点あるいは観光、文化、青少年交流といった地域間の交流の拠点ということで、我々としては本県にとって欠くことのできない非常に重要なインフラであると考えている。一方、委員からもあったとおりになかなか厳しい状況にある。これは12年に航空法が改正されて自由化が進んだこともあり、地方路線の縮小化の流れが出てその影響が福島にも来て、11年の75万人をピークに利用者が減少傾向になった。それが21年の日本航空撤退により非常に厳しい状況になり、さらに23年の東日本大震災で国際定期路線も運休ということで、指摘の点も認識している。現在、一日も早い国際定期路線の再開、また今ある国内定期路線の維持、拡充あるいは新規路線の開拓について全力で取り組んでいる状況である。

我々が考えるこれからであるが、やはり新年度についてはまさに空港にとって正念場と考えている。ついては、開港当時の原点回帰も含めて施策の総点検をする必要があると思っている。ただ単純な原点回帰だとなかなか厳しいのは、法律の制度が変わり、昔我々がかかっていたときには首都圏第3空港あるいは首都圏補完空港という形で、いわゆる首都圏の空港の補完を担う形で考えたが、茨城空港や静岡空港ができたり羽田の拡張があったりということで、福島空港を取り巻く環境が変わり、現状も踏まえた見直しが必要と思われる。福島は東京路線を持たない空港ということで、茨城は地名が近かったり静岡は藤沢を持っているというメリットもあるが、福島は復興あるいは未来というメリットがあると思っているので、そういうメリットを十分に生かしてこれから考えていきたい。よく言われる「ピンチをチャンスに」という言葉、この実践が福島空港には今一番必要だと思うので、これからさまざまな施策に取り組んでいきたいと考えている。

宗方保委員

局長から復興、未来という話があった。キーワードとして、現況の中でどういう福島空港でいくのかというバックボーンは、きちんと局内で目標をつくることだと思う。海外路線については総括で質問するが、国内路線は来年度、搭乗者数何万人という目標を立てるのか。

空港交流課長

国内線の利用者数目標だが、当部で持っている商工業振興基本計画、いわゆる新生ふくしま産業プランにも、国際線を含む数字で、平成32年度には30万人に利用者を回復するとの目標を掲げて現在取り組んでおり、来年度は28万人としている。今のところ残念ながら国際定期路線の再開に手間取っており、間もなく今年度も終了であるが、昨年度と同じか若干下回る利用者数になると見込んでいる。そのため、栃木県の利用者需要を喚起したりさらに基幹路線である大阪の就航先である関西方面からの誘客などの仕組みを新年度に入れて、先ほど述べた目標に向けて利用者増、利用者拡大に積極的に取り組んでいきたい。

宗方保委員

昨年度とほぼ同程度と言っているようでは目標にならない。空港が開港して50万人ほどまでいったとき、県庁の中で何が張ってあったか。目指せ100万人。目標100万人を目指して頑張った当時75、6万人だったかと思う。目標は高く置かなければならない。同程度というのは目標ではない。

もう一つ聞くが、それは現行路線だけの目標か。新規路線は考えていないのか。

空港交流課長

今の私の説明が不十分であったが、昨年度と同じか下回ると言ったのは、今年度中の実績についてであり、目標をそこに置いているということではない。平成27年度の利用者数の実績が、札幌路線が2往復だったのが1往復になった影響が大きく出て、26年度実績を超えるのはなかなか難しいということであった。

目標に関しては、来年度28万人で32年度に30万人という数値としては段階を踏んで伸びるような目標を掲げているが、委員指摘のとおり50万人、100万人という開港当初に大きな目標を掲げたスタンスから比べると、慎重過ぎるとか不十分だという意見もあるのかもしれない。しかしそこは、既存路線の充実と、平成7、8年により多くの路線を運航していた時期もあるため、運休した路線の再開なども含めて取り組みを進めながら、一步一步利用者の拡大を図っていきたい。

宗方保委員

昔は北海道だと帯広、函館とあったが、今考えられるか。北は札幌だけで精いっぱいである。そういう意味で新規路線をきちんと仕掛けて段取りしていかなければだめだと思う。考えて、含めて、そんな弱腰では進まない。大阪まで行っているから名古屋も可能性がある。福岡、鹿児島、沖縄もということになるわけである。新規路線について考えているか、策があるのかどうか。目標として何とか沖縄を口説こうという気持ちはあるか。

空港交流課長

沖縄という話もあったが、例えば昨年11月には知事が沖縄訪問をした際にかつて運航していた航空会社も訪問して、路線の再開や再開に向けたチャーター便の運航などの要請をしている。またそれ以外にも県の幹部が機会あるごとに運休になった沖縄路線などについて運航再開を促す、あるいはチャーター便の運航を促す取り組みを行っている。ただ残念ながら航空会社でも需要をしっかりと踏まえた上でないとなかなか判断できないと言っているため、例えば修学旅行で沖縄に行っている学校の数など、我々がさまざまなデータを説明しながら航空会社に粘り強く訴えて路線の回復等図っていき

い。

宗方保委員

理屈とこう葉はどこにでもつくという話があるが、逃げの手ばかり打ってもだめだ。福島空港からJALが撤退したときに床をはがしてパソコンや全ての配線を外したのを私は見ている。あれだけつき合ってきたJALがもう二度と来ないという覚悟のあらわれと思った。JTAはあそこ泣くほど寂しがっていた。搭乗率64%ほどだったはずだが、JALの撤退に伴ってJTAが諦めざるを得なかった。だからJAL系のJTAに今言っても、チャーター便は当然だが定期路線はできない。そこから始まらなければだめだと言っている。

福島空港は民間の空港である。全日空福島空港、ANA福島空港と言ってよいぐらい実態は全日空に頼っている。全日空に対して沖縄便の要請をしなければととくに言っているが、現況、反応はどうか。

空港交流課長

沖縄路線の再開、運航に関しては、従前運航していた航空会社だけではなく、それ以外の航空会社へも同様に話をしている。なので一方だけでというわけでは決していないが、やはり需要は踏まえなければならないという考えはどちらも一緒のようなので、ここは粘り強く取り組んでいきたい。

宗方保委員

粘り強くなどと言っている状況ではないと思う。先日高校の卒業式があり私も行ってきた。3年生の卒業する子が修学旅行で沖縄へ行ってきて、ひめゆりの塔、摩文仁の丘で涙を流してきた。あんなことがあったのか、単なるリゾートのビーチではなかったというような感動的な話をしていたが、修学旅行の需要もある。仙台から飛んでいるではないか。JTAでもよい、ANAでもよい。そういう仕掛けをきちんとやらないと、修学旅行の段取りには学校の理解を得て1年かかる。定期路線にしてもうまく段取りをつけて3カ月ほどかかる。本気であなたたちが説得して口説いて全日空を引っ張って連れてくるぐらいの迫力がないとだめだ。

もう少し需要の話を聞く。今、本県から自主避難者がおおむね1,000人沖縄に行っている。本県は自主避難者に対して引っ越しの費用10万円を出すとのことである。本県の自主避難者に対する沖縄県の支援策について情報は入っているか。

空港交流課長

沖縄に避難している方への沖縄県側の支援策は若干承知している。福島への一時帰宅の費用や戻るための引っ越し費用を沖縄県側で支援していると聞いている。

宗方保委員

コピーして届けるように言っていたが届いていないのか。

沖縄県の東日本大震災支援協力会議による本県に対する支援ということだが、一時帰宅で4万円出す。また本当に帰還するときは4万円寄附して、かつ引っ越し代まで応援するということである。

もう一つは、田村市都路町の方で避難している人たちがいて、おおむね沖縄の人たちは福島に帰りたいと思っている。札幌の人たちは帰りたくないと思っている。「だってまだ放射能あるでしょう」というのが北海道の方々である。親も一生懸命で、子供や孫に会いたいのには羽田から行くのは大変苦痛だと言っている。だからチャンスは今と言っている。全日空にしてもプラスアルファの支援があればのることがあると思う。

JAL時代、JTAが飛ばしていた福島-那覇路線は年間何万人ぐらいあったか承知しているか。

空港交流課長

福島空港と那覇の路線だが、運航していた時期の平均で年間6万8,000人ほどが利用していたと思う。

宗方保委員

6万8,000人、そのほかプラスアルファでおおむね7万人の、沖縄県に出て行く旅行者で楽しみにしていた方がいたということである。これはベースである。新しく路線をつくることは航空会社にとっても非常に不安なところがある。だから沖縄の支援の話あるいはJ T A時代の実績を含めてきちんと提示して何とか飛ばしてくれと言うべきである。毎日だけでなく週2便でもよい。あるいは季節便でもよい。例えば夏休みを含めた7～9月または12月～2月ということも考えられる。いつ来るかわからないようなチャーター便よりは期待できるのではないかと、そういうことを交渉しなければならない。

大体あなたたちの発想が悪い。この間県職員1万円とか10%引きと新聞に書かれていたが、そうではなく、広く県民に呼びかけて去年の旅行券の要領でそれこそ補正を組んでも、沖縄から一時帰宅する人には土産用に3,000円や5,000円のプレミアムをつけるというように、沖縄県の人が福島県に観光に来るのだからプレミアムをつけたらよい。そういうことを、庁内で議論しながら予算を確保して、航空会社がそれならのれると言うようにしてほしい。私は65%は必ずいくだろうと思うし、沖縄県にしても年間7万人の需要というのは好都合だったはずである。だからJ T Aは本当に涙をこぼすほどの思いで路線が切れた。

我々も当時党派で行って那覇の公設市場や国際通りで手分けして、「J T Aに皆さん言ってください。路線を続けてください。御協力よろしく願います。」とチラシまで配った。しかし本体のJ A Lがいないとハンドリングができない。切符のもぎりもないわけである。これではだめだとJ T Aは泣く泣く諦めた。ただ全日空ならできるわけである。むしろ大変な需要の喚起になるはずなので、もう一度改めて、新規路線を全日空に対して交渉してもらいたい。

局長、1,000万人の思いを込めてどうか。

観光交流局長

確かにこれまでの経緯を踏まえて、J A L系であるJ T Aにこれまで知事や副知事にも行ってもらって要請し、今課長が答えたような反応ではあったが、委員指摘のように全日空系へのアプローチについては、少なくとも私の認識では力を入れてこなかった。こちらも大きな選択肢なので、我々も新年度、局としてしっかり方向性をまとめて対応していきたい。

宗方保委員

全日空総合研究所で、2,500mの滑走路ということをきちんと理解しているし、貨物を含めて使う方法はないかと、全日空のほうが前向きである。それを皆が「だって、しかし」と言っているようでは仕方がない。本気にならなければならない。例えば、隣の商工労働部で航空宇宙産業をやっており、I H Iの話はきのう聞くことができた。日本の国産のジェット旅客機がMR Jということで飛び始め、太平洋上で3,000回もフライトテストをやっている。先日皆が行った有識者会議に三菱の関係者が2人おり、私はMR J飛ばしてください、タッチアンドゴーでも離着陸のテストでも何でもよいと頼んである。どうせ昼間うちの空港は空いてるから、どうぞ昼食でもとって休んでくださいという話をしていた。

というのは、MR Jが来ると大変な人気になる。子供たちも一般県民も一度見てみようと思う。子供たちにすれば、空へ、宇宙へ関心が高まるだろうと思う。私の言うことは何か地元のうるさい議員で困ったなど思っているかもしれないが、人脈はおもしろがって仕掛けて、だめでもともとでやってみる。そういうときにシンポジウムなど出てくるはずである。MR Jに合わせて、ちょっとウルトラマンをどけて、きょうは宇宙のステージをつくりましょうとか、もう少し県民の意識喚起ができるよう頑張ってもらいたい。本気で対応願う。

佐久間俊男委員

先ほど宗方委員から福島空港について質問があったが、福島空港の就航先である大阪圏の企業誘致について聞く。福島空港については、当然空港を利用してもらえる国内外の方々の活用をさらにアップしていくことも大事な事業であると思っているし、また、福島空港は本県の経済の政策的な位置づけでもあると思っている。そういう意味で、まず関西圏の企業の誘致状況について、これまでどのような取り組みをして、平成28年度はどのような取り組みをしていくのか。

企業立地課長

関西方面には県の大阪事務所があり、その職員が日々企業訪問をしながら、引き合いがあったところについては我々も行って誘致している。毎年東京で企業立地セミナーを開催しているが、5年に1回くらい大阪でも開催しており、平成26年8月に大阪で行った。やはり関西圏の方は福島県の場所がわからないので、そのときの企業にいろいろ説明して話を聞くと、意外と東京に近いことがわかる。すると西日本の企業が国内で東日本に拠点を持つと思ったときに、本県は空港もあるし高速道路も東西南北に走っており、新幹線も通っているため非常に有利なポイントになっており、毎年パンフレットをつくっているが、それらも含めて関西方面の企業にアピールして、企業誘致が図られればと思っている。

また実際に進出した企業から聞いた話だと、やはり向こうから福島に来るときに福島空港があつて便利だとも聞いているので、そこもアピールしながら西日本に拠点を持つ企業にも力を入れていきたい。

佐久間俊男委員

平成26年度のセミナーももっと強く引き続き実施するべきだと思っているし、特に県中、県南で関西圏から誘致された企業、レンゴー（株）や住友ゴム工業（株）などかなり大きい企業が進出しているので、そういう企業を1つでも2つでも多くすることが福島空港の利用促進のみならず、本県の経済の大きな起爆剤になると思う。

その中で今課長が説明した福島空港をいかに企業人、サラリーマンが利用してくれるか。私はこれからの5年、福島の復興・創生の時期でしっかりやるべきだと思っている。企業誘致に対して、本県の積極的な姿勢を大阪の福島県事務所を通してもっと強くアピールするべきではないか。再度聞く。

商工労働部理事（企業誘致担当）

大阪については、震災後、西日本に中心拠点を持っている企業で拠点リスク分散という意向の企業も何件か話を聞いている。そういった中で、つい先ほど田村西部工業団地に住友電工ハードメタルという大阪に拠点を持つ企業が東北地方の拠点を立地するとの決定を発表し、実績も出てきている。この方々が県内視察する際にも福島空港を積極的に活用してもらい、空港があるというのが一つ立地の大きな要素になってきた。

西日本への働きかけについて平成26年に大阪でセミナーを開催したが、それ以降も風評の払拭や県産品、観光のアピールと合わせて企業立地活動を行ってきた。そういう総合的なアピールの仕方が一番大切と考えているため、新年度以降についても、大阪事務所等とも連携しながら積極的に本県を強くアピールし、特に東の拠点としての適地性をアピールして、より多くの企業の立地、さらには空港の利活用にもつながるような取り組みを進めていきたい。

伊藤達也委員

観光振興について聞く。

新聞報道で復興庁が東北観光振興のための有識者会議をつくって3月に提言を発表することだが、福島はやはり風評など事情が違うため、例えば福島独自の、2020年の東京オリンピックを目指して環境立県のための県の総合戦略をしっかりとつくったほうがよいのではないかと。東北で全体的な観光客の周知も必要だが、やはり隣県はライバルになっていく。観光客2,000万人を目指すなど人数でいろいろ目標が立っているが、県レベルになると要は人数よりも観光収入をどれだけ

ふやすかだと思う。

関西の場合で、奈良は国宝があって23万人ほど外国人が来るようだが、ほとんど金が落ちないそうである。それは京都に泊まって京都で食事して日帰りで奈良に来ている状況があり、福島をそういう状況にしないためにもしっかりと金を落としてもらうためのコンテンツを用意して、それを示して戦略を立てて取り組んでもらいたいと思うが、どうか。

観光交流課長

今回、観光庁で32億円の交付金という話があり、その前提として先ほど話したとおり県としての計画を求められているので、これについては本県の弱点をどのように克服していくのか、また、強味をいかに発信していくのかということ、さらに外国人目線、現場の声をトータルに勘案して、本県の観光振興の方向性を定めていきたい。

伊藤達也委員

そういう計画を立てるときに先ほど言われたように外国人、もてなされる側の意見が大変大事だと思うので、例えば観光交流局長の下に有識者会議とか諮問会議をつくってもよいし、こちら側の思いだけでなく、本当に来る方にとってよい計画を立ててもらいたい。

また提案だが、きょうの新聞に仮設住宅を民間や市町村に無償譲渡する話があった。私は大阪の西成に住んでいたときにあいりん地区があって、日雇い労働者やホームレスがたくさんおり、日本人でもなかなか怖くて入っていけない場所だったのだが、近年バックパッカーの外国人が多く、あそこは簡易宿泊所、当時1泊1畳1,000円といった場所があって、外国人のバックパッカーが今使っている状況もあるので、仮設住宅の譲渡について観光振興にも使えるのではないか。福島に安く泊まって福島で食事してもらい、福島を拠点に東北観光に行ってもらえるような仕組みも必要かと思われる。仮設住宅の利用も含め、新たな戦略を願う。

吉田英策委員

3つほど聞く。

1つ目は、これから航空宇宙産業が進むと思うが、県が進めるイノベーション・コースト構想に組み入れられて進むようになるのか。

2つ目は、今ロボット産業、そして航空宇宙産業が進められているが、県内の企業はこれにどのようにこれから参入していけるのか。先ほど福島大学の設備を利用して県内企業の技術向上に力を尽くすとの話があった。航空宇宙産業は本当に精密で高度な技術を要して、部品が相当数あり、なかなか県内企業が参入するには難しいと思う。県内企業が今どれくらいIHIとの取引があるかについては4社とのことだったため、ロボットにしても、航空宇宙産業にしても県内でもっと参入できる環境をつくっていくことが必要だと思う。そして、この委員会ではないが、今回の議案第21号を総務で議論しており、県内に本社機能を移転した企業に対して税制面での優遇措置を講ずる議案も出されており、県内企業に対して税制面での優遇も含めて手厚い指導、技術向上をしていくことが必要だと思う。

3つ目は先ほど要望した被災事業者事業再開等支援事業は、補助率が被災箇所ですべて再建する業者には4分の3、それ以外のところは3分の1ということではなく、同じ支援をできないか。

企業立地課長

航空宇宙産業で、まずイノベーション・コーストの位置づけについてである。現在イノベーション・コースト構想の重点分野には入っていないが、航空宇宙産業の県内の状況を見ると、昨日講演のあったIHIが相馬市にあるということで相双地域に関連企業がかなり集積している。そのため位置づけで何かできるものはないか今後検討していければと思っている。

2つ目の県内企業が参入していけるかという点だが、委員指摘のとおりなかなか高度な加工技術を要する分野であり、チタンとニッケルを豆腐のように削れる技術が必要だと言われたこともある。そういう技術力を磨いてもらう意味で、まず先ほども述べた最低限必要となる品質保証の認証取得への支援、さらには高度な技術を身につけた人材を育成することで福島大学の5軸とか3次元のCADシステムも活用したカリキュラムをつくって研修をすることで、まず参入に当たっての県内の技術力の基盤をつくった上で、その次の段階という形で、今後、継続的に取り組んでいければと考えている。

産業創出課長

ロボットに関して、今後県内の企業が参入できるかについてである。

まずロボットといった場合かなり範囲が広い。本県で先行している医療機器もかなりロボットの的なものがあり、先ほど説明したロボットテストフィールドというのは、屋外用の災害対応ロボットであるし、ドローン、輸送用のロボット、航空用のロボット等もある。いろいろと範囲があり、それぞれ入っていける部分の濃淡はある。

ただ一般的に言えるのは、ロボットといった場合に基本的に大きな機能としてセンシングという、自分がどこを飛んでいるかわかって、それに応じて物が動くようにコントロールして、実際物が動くようにする機能を持たせることが大事であり、そのための電子部品などベースになる企業が強いということになる。そうした基盤となるような産業はもともと本県には非常に多くあり、半導体関連の企業も非常に多いし、ロボットを遠隔で飛ばす場合にバッテリーが重要になってくるが、バッテリー関連の産業もいわき市の方に集積しているなど、それぞれ県内にロボットに参入できるベースになる技術を持っている企業は多く存在している。具体的に、屋外ロボット、災害対応のロボット、あるいは廃炉に対応できるロボットに係る研究会、「廃炉・除染ロボット技術研究会」をつくっている。こちらに今139の企業が参加しており、それ以外にも県内でロボットに参入しようとまた新たに入る企業も含めて、多く入っている。

我々としてもさまざまな支援をしており、一つは完成品のロボットをつくるだけではなくて、本当にロボットのベースになる、例えば配線や基板をどうするかといった将来ロボットをつくるのに必要になる技術開発も含めて支援しているし、平成28年度予算にも計上している。

また、完成品のロボットづくりに当たっては、地元の企業だけでなかなかできないところがあるため大学等とも連携し、災害対応ロボットの開発を支援しており、そうした中で、ドローンを新たにつくる企業や、菊池製作所のように今までロボットをやっていなかったがロボットに参入してくる企業も多く出てきた。今後ともそういう可能性は高いと考えている。

加えて先ほど述べたロボットテストフィールドは、単にロボットを実証するだけではなくて、そのロボットがきちんと動くというお墨つきを与える、認証する行為が今後必要になってくる。標準をつくって物差しに合っているかを認証するが、我が国の中でも福島に来ないとできないというテストフィールドにしていく予定である。そうなると県外からも多くの企業が来てくれると思うし、それと地元の企業をいかにつなぎ合わせて地元の産業復興につなげていくかが非常に大事だと思っており、そういう仕組みをこれからつくっていこうと思っている。

具体的には、先ほど予算の中で説明したイノベーション・コースト構想推進事業の中の3つの柱の中の一つ、地域復興実用化開発等促進事業という事業は、浜通り地域の企業がロボット等も含めた農業、エネルギーに関して研究開発する上で支援する事業であり、あわせて県外の企業が実施する場合は浜通りの企業と組まないと補助金がもらえない仕組みになっている。こういうのも一つのこととして地域の産業を復興させていきたい。

経営金融課長

事業再開等支援事業についてである。

この事業は官民合同チームで訪問活動を行った中で得た意見や要望をもとに国の補正予算で対応したものである。特徴としては、まずグループ要件を必要としないこと、それからグループ補助金等だと復旧の範囲に限定されるが、今回の事

業については復旧のみならず付加価値を加える事業再開や、新しいサービスや新製品をつくるものについても支援をしていく、対象事業を広く捉えた事業である。もう一つの特徴は、今回12市町村以外で再開する事業者も認める形にしているが、県外も含めた事業再開等も支援していくという従来なかった制度として構築されている。

補助率が12市町村内について4分の3、それ以外のものについて3分の1になっているが、県としては残りの部分についての資金の手当でも考えている。通常、原発資金と呼んでいる「特定地域中小企業特別資金」という無利子無担保の融資制度を持っており、補助率は3分の1だが残り3分の2についてこの無利子無担保の資金を貸す形で対応したい。

なお、官民合同チームでは、過去に事業再開等の意向を聞いた事業者に今訪問活動をしながらか新しい支援策について説明し、再度意見を聞いているところである。官民合同チームでも事業再開の場所によって補助率を下げる、差をつけていくことについて、一部の事業者から何とかならないのかという意見をもらっているため、次回に向けた検討課題として今のところ整理されている。

三瓶正栄委員

先ほど議案説明でもあったが、再生可能エネルギー関連産業の育成集積については、6,300万円という予算とのことである。先般、広野町の微細藻類からの燃料、バイオディーゼル燃料という新聞報道があった。このことで国レベルでも超党派でこれを推進しようという報道になっていた。新しい再生エネルギーという意味で、今後、検討し連携しながら、どのような支援をしていくのか。

産業創出課長

まず藻類を使ったバイオマスの事業については、これまでも本県として研究開発を行ってきた。これは平成25～27年の3年間、南相馬市で筑波大学を含んでつくられたコンソーシアムに対して補助金を出して行ってきたものである。今年度で一つの方向性が出てきており、一昨日の補正予算の関係で少し説明したが、一定の成果が出てきている。藻類バイオマスについては再生可能エネルギーの大きな分野の中でも非常に重要な分野だと思っているため、今後とも検討してできれば支援していきたい。

広野町の事業については、直接まだ補助金や申請もなく、問い合わせもないため、接触はない状態であるが、情報は収集していきたい。

(3月10日(木) 教育庁)

吉田英策委員

54号議案について聞く。

定数削減の条例だが、震災以後子供たちを取り巻く環境が複雑化し、子供たちの勉学や生活面での成長にとって大変なときだと思う。そのため教員数の増員はすれど削減は行うべきでないと思う。学校数、教室数の減による定員減とのことだが、それなら少人数学級をもっと充実させる方向で、定員を維持またはふやすことが求められていると思う。保護者や地域の方々も望んでいると思うが、どうか。

教育総務課長

先ほど説明したように、学校の教職員の数は標準法という法律に基づき積算している。今般、少子化の影響が著しくなっており、その結果減少傾向にある。ただ、本県はほかの県とは違って、震災後、復興加配ということで、震災、原発事故に応じた加配がある。これは引き続き国にも要望したいと考えているが、子供たちは心のケア、学力向上等多くの課題を抱えているため、それを解決していくためにも引き続き必要な教員を配置していきたい。

三瓶正栄委員

教3ページ、県有施設維持補修事業8億5,800万円の内容について、また教12ページ、学校維持管理費中、大規模改造事業の6億2,600万円、この2つについて再度具体的に説明願う。

財務課長

教3ページの県有施設維持補修事業は、県立高校等の維持補修に要する経費であり、例えば屋上の防水工事、防球ネットの補修、エレベーターの安全装置設置、プールのろ過装置の交換といった学校施設を中心としたさまざまな施設の修繕を行っている事業である。

施設財産室長

教12ページの大規模改造事業6億2,600万円の具体的な内容だが、事業としては3本立てになっている。

まず1本目は今まで進めてきた耐震改修事業で、年度内に契約ができなかった学校が1校あるため、耐震化を図るための工事を来年度引き続き行うとともに、もう1校について耐震化は終わっているが大規模な修繕を行う。

2本目は、今般の東日本大震災で避難施設となる学校の屋内運動場(体育館)の天井が落下するなどの事象が見られた。建物の耐震化が概成と見られたことから引き続き天井落下防止のための工事を行いたい。こちらは来年度より12校を予定している。

3本目は、学校施設が築50年前後とかなり老朽化が進んでいるため、耐震工事等が一段落したということで、今後、質的な改善に向けた計画づくりのための調査を入れる事業となっている。

佐久間俊男委員

教5ページ、国際理解児童・生徒交流事業費、約1,300万円の説明があったが、この事業の内容は、教育長説明要旨の2ページ「新たに双葉郡の小・中学校を対象として、小中一貫した英語教育」という事業と同じか。

庁参事兼義務教育課長

委員指摘のとおり同じ事業である。

佐久間俊男委員

非常によい事業だと思う。すばらしい事業であり長期化する内容ではないか。一方で歳入は原子力災害等復興基金という財源が確保されており、限られた期間で推進すると思われるが、事業の期間はどの程度見込んでいるのか。単年度で終わりなのか、5年なのか、10年なのか。改めて具体的に説明願う。

庁参事兼義務教育課長

事業の今後の継続性についてはここで確約できるものではないが、担当課としては、とりあえず3年をめどにしっかりと継続して取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

双葉郡の小中学校を対象とした小中一貫の英語教育を行い、ある意味では成果をこの3年の中で全県域に拡大するという理解でよいか。

庁参事兼義務教育課長

双葉郡内の小中学校を対象を絞ってモデル的に取り組んでもらう事業であるが、当然その成果はDVDや紙ベースでその他の県内の各学校にも提供していく予定である。

桜田葉子委員

教17ページ、教育長説明要旨にもあった病院に入院している児童生徒に対してのモデル事業ということで「6入院児童生徒等への学習支援体制整備事業」は、県立医科大学小児科に入院する義務教育でない学生への支援と理解しているが、どうか。

特別支援教育課長

この事業は来年度新たに進めようとしている事業である。これまで医大分校では小中学校を設置し、2週間以上入院している児童生徒については転校の手続きをとって指導する対応をしてきたが、まず小中学部の子供たちの中には退院後もすぐに学校に復帰することが難しく家庭で自宅療養する児童生徒がいる。来年度から、その対応を考えていくという点と、高校生で入院している生徒に対しては高等学校と連携をとりながら補助的な学習支援ができるような体制を組んでいく形で考えている。

桜田葉子委員

平成26年、県立医科大学に小児腫瘍科が開設され、菊田教授のもとで小児がんに対しての高度医療の提供が確実に受けられるようになった。治療のため入院を何度も繰り返していたが学校で学びたいという当時高校2年生の生徒がおり、これに対して教育委員会はすぐに対応し今年度この予算を計上し、小児がんにかかりながらも学びたいという学生にしっかり光を当ててもらった。その学生は、27年6月にシンポジウムを行った後10月に亡くなってしまった。ことし、うまくいけば3年生で卒業できたが2度目の2年生で卒業できず、先日報道されたように特別に卒業証書を親元にお渡しした状況である。施策につなげてくれたことは大変ありがたいと思うが、義務教育でない高校生に対しても支援を手厚くしないといけない。ここで学びたいというお子さんが生きる力も育むという菊田教授の訴えもあった。

今まで予算がない中で、その子供が在籍している高校、分校だった須賀川養護学校、また県立医科大学の小児科の先生の3つがそれぞれの理解のもとで支援をしてきた。それを組織的に予算を計上してモデル事業を展開するわけだが、どのように3者で行っていくか説明願う。

特別支援教育課長

これを進める上で1人、学校病院連携支援員という支援員を置く。その支援員を中心に、高校、医大分校、そして病院、関係機関等も踏まえて話し合いの場を持ち、高校生であれば高等学校とうまく連携を図りながら補助的な支援をしていく。また小中学部については、退院後の支援についても地域の小中学校と連携する話し合いの場を設けたり、その小中学校に出向いて話し合いをしながら学習支援が円滑に進むような形で事業を進めていきたいと考えている。また現在病院に設置されている分校が、医大分校のほかにも郡山の太田西ノ内病院に郡山分校、会津では竹田綜合病院に竹田分校が設置されている。そちらでも同じような対応を進めていきたい。

桜田葉子委員

義務教育でない高等教育について聞きたい。もし、医大分校で学ぶ体制が整っていたら、昨年亡くなった生徒も3年生で卒業できたかもしれない。生徒が入院しながら単位を取得するために、通信教育に子供たちを1回転学させて単位をとらせる仕組みも聞いていたが、その状況はどうか。

高校教育課長

先般桜田委員から話があり、それに沿って、具体的には郡山萌世高校の通信制に一時的に転学してもらい、通信制でも教育課程上の評価を行い単位として認定する対応をしたい。郡山萌世高校とは調整を完了しているため、通信制で高等学校の教育課程を修了することも対応できる。

桜田葉子委員

3つの病院に入院している子供たちが、通信教育により郡山萌世高校でも学ぶことができ、単位を取得して卒業という生きる力につながる環境を整えてもらうことは大変ありがたい。微妙な課題だがしっかり広報すべきだと思っている。このように福島県教育委員会は病気でも学ぶことに対する体制を整えているという姿勢が、今病気と闘っている子供たち、さらには親にとっても大きな力になるため、しっかり伝えてもらいたい。

そこで、例えば県立医科大学小児腫瘍科に入院している子供たちの状況は、学びたいといっても消灯が8～9時であり、その後学ぶ環境にはない。つまり机の上で学べる施設になっていない。これも要望してきたが、こども医療センターの工事が急ピッチで進められているところであり、未来を担う子供たちは教育が原点であり、原点である教育の立場から、子供たちが病気でも学べるように病院の中の教室のような部分まで予算がつかないか。

特別支援教育課長

指摘については県立医科大学に設置されるセンターとの連携等、今後も十分に検討したいと考えているが、病院内の部屋の設置までは今回の予算に含まれていない。

吉田英策委員

条例について聞く。議案第56号の降給に関する条例は職員の新たな人事評価制度に関連する条例なのか。

庁参事兼義務教育課長

先ほど説明したように、地方公務員法の改正に伴い、降任として扱ってきた降格を降号とあわせて降給とすると変わったことによって、今の条例では補完できないため新たに条例を制定するということである。今回、市町村立学校職員についての条例を提案しているが、県職員の条例については第30号議案として提案されている。

吉田英策委員

新たな人事評価制度に基づき業績の評価が行われ職員が降給されることもあると思う。相対評価でもあるし、総体的には職員給与全体の削減にもつながるが、私は反対の立場で質問した。職員が降給されることがあってはならないと思う。

佐久間俊男委員

2点聞く。

教23ページの埋蔵文化財発掘調査について尋ねる。常磐自動車道や東北中央自動車道など、本県にとっては道路の改良工事に含めて非常に大切な事業だと思う。ついてはこの発掘事業が本県の道路計画、道路事業について影響があるのか。私は影響はないと理解しているが、その辺を聞く。

文化財課長

埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護法の規定に基づいて実施しているものである。以前は復興事業の壁になるという報

道もあったが、現在ではかなり理解されており復興事業と文化財保護の両立が図られている。我々としては迅速な調査に努めており、現在、埋蔵文化財の調査については復興事業の壁にはなっていないと考えている。

佐久間俊男委員

自動車道予定地内における埋蔵文化財の発掘場所は今後ふえることもあるのか。

文化財課長

道路の場合はどこを通すのかで違うと思うが、もう既に埋蔵文化財の包蔵地は大体把握しているためそう変わらないと思う。常磐自動車道についてはインターチェンジになるが、大きく増減はしないと思う。

佐久間俊男委員

2点目で、平成28年度の当初予算主要事業一覧を見ているが、教育庁社会教育課の事業の一つに「子供の学習支援による地域再生事業」の説明がある。私の町内会の28年度の活動で、復興公営住宅に避難している方々と町内会の連携ということで、避難している方々と交流しようと話し合っている。この地域再生事業を見ると「学校や公民館等を活用した放課後子ども教室の設置等を通して、地域住民が子供たちの学習支援に参画することにより、仮設住宅等と周辺地域を結ぶコミュニティの復興を図る」とある。この仮設住宅等の「等」には復興公営住宅も含まれると理解しているが、どうか。

社会教育課長

この事業は、地域の教育力を学校を核として使うことによって地域の再生を図っていくとする事業であり、一つが学校を取り巻く諸課題に対する支援、もう一つが放課後の支援である。地域が学校を核としてつながることでそれが地域にまたはね返っていくということである。復興公営住宅もこの事業に含まれる。

佐久間俊男委員

放課後子ども教室、放課後児童クラブとの解釈で話をする。放課後、子供を預かって指導する指導員は、本県として各市町村と連携しながら研修を通して指導員等の資質向上を図っていくことになる、この事業で指導員の負担がふえる気がしてならない。指導員に余り負担をかけずにもう少し増員を図っていくのか。それによって地域、学校、放課後児童クラブの指導員との連携をきちんと土台にして避難している方々とのコミュニケーションを図っていく進め方も必要ではないか。事業の推進方法を再度聞く。

社会教育課長

この事業は整理上、福祉部局のこども未来局が担当している。主に放課後の子供の居場所を保障するのが目的である。教育委員会ではどちらかといえば学習が中心で、放課後の子供の体験学習等がメインになっている。ただどちらも放課後子供を預かることは共通している。委員指摘のとおり、この事業の成否はそれを行っている大人の資質向上が極めて重要であると考えている。そのために我々としても研修を十分に積んでもらい資質向上を図っていく。

今後、こども未来局の放課後児童クラブと我々教育委員会の放課後子ども教室を合体し、いいとこどりをして新しいものをつくっていく方向で考えている。

吉田英策委員

いじめの問題で聞く。

会津の女子高校生の自殺があり、いじめとの関連が取り沙汰されていた。学校で生徒が命を絶つことは二度とあっては

ならないと思う。そのために私たちも含めて教職員、学校関係者が子供の不審を早く捉えて対処することが必要だし、教員は現場の実態をよく捉えていじめを根絶していくことが大事だと思う。

この件に関しては第三者委員会の報告書がつけられ、その中身はいじめと自殺との関連は見当たらないとのことだった。そこで、自殺した生徒の保護者にはその報告をしたのか、またどのように受けとめられたのか聞く。

高校教育課長

調査に当たった委員会の委員長からの報告書提出を受け、2月21日に教育長と私と校長で遺族の自宅を訪問し、報告書の内容とそれを受け取った県教育委員会としての考え方について説明した。委員指摘のとおり、いじめの事実があったが、いじめと自殺の間に直接の因果関係を認定するまでには至らなかったという報告書であり、県教育委員会としてもその報告書の考え方に沿った結論を出したという報告を行った。しかしながら、亡くなった生徒は1年生の秋ごろからいじめがあった点についての受けとめが、学校で十分なされなかった、対応が不十分であったことについてはおわびしたところである。

今回の調査結果について遺族からは、その場で、「現時点では報告書の内容をつぶさに読んでいないため具体的には何とも述べられない。今後の対応については考えたい。」との話があった。その後マスコミ等が取材して幾つかのコメントが報道されているようだが、我々が直接受け取ったのは21日に説明に伺った際の言葉であった。

吉田英策委員

広島県で最近進路指導に関して生徒が自殺した報道もあった。やはり学校現場でこういうことを二度と繰り返してはならないと思う。そのために教育委員会の方々が現場の先生方と一体になって未然に防いでいくことが求められると思うが、今後の対策があれば説明願う。

高校教育課長

調査の結果は述べたとおりだが、いじめが存在していた事実は極めて重いものなので、今回の事案についてはそれをきちんと学校として組織的に捉えることができなかったことについて大きな課題があったと考えられる。

今後、県教育委員会としては、まず各学校が法にのっとりいじめ防止基本方針を策定しているため、その方針に基づいた本当に実効ある取り組みがなされているのかどうか、各学校から報告を定期的に提出してもらうように考えている。

また、いじめが起らない状況ができれば一番よいが、文科省も示しているとおり、どの学校でも起こり得るものだという捉え方がまず大事だと我々は考えている。その上でどのように早期発見するか、早期にどのように対応していくかという部分で、やはり一人一人の教員の感度の鋭さが大事だと思う。そうした子供たちのささいな変化を今後どのように捉え、それを教職員間で情報共有して組織的に対応していくかという取り組みについて、まずは各方部の校長会等で話し、それを各学校できちんと職員で周知徹底していくことが必要と考える。

また、今回は自殺の事案だったが、子供たちのメンタル面でさまざまなストレスや、どのように自己有用感を高めていくかにかかわる、専門家を各学校に派遣するプログラムを行う事業も今回の予算に組み込まれているため、我々としてはそれを積極的に活用するような周知をしていきたい。

伊藤達也委員

学校現場における障害者差別解消法に基づく合理的配慮だが、児童や生徒の場合は保護者や本人の合意形成による配慮事項を基本計画に盛り込む内容になっているが、障がいを持った先生の合理的配慮で、病院に行くのにクラスをほかの先生にかわってもらうのも言いづらかったり、また足の悪い先生が特別支援学級の情緒不安のクラス、よくクラスを飛び出してしまいう児童がいるクラスの担任にならないかと言われたりする状況がある。障がいのある先生から学校に相談するこ

とも大事だが、なかなか指導できないとか、言いづらい雰囲気もあるかと思う。できれば学校側から、配慮事項について事前に先生にアプローチしてもらえればと思うが、どうか。

特別支援教育課長

委員指摘のとおり、障がいのある子供たちへの対応については、今後、個別の教育支援計画等に一人一人がきちんと記載し、関係者の合意形成を図った上で進めていくように考えているが、職員の対応については今年度末までに対応要領を作成し、それをもとに進めていくため、現在策定を進めている。

吉田英策委員

スクールソーシャルワーカーについて聞く。

新年度7人の増員をしたとのことで、子供たちの精神面や生活面での手助けをする点では大事な仕事だと思う。議会開会前にあるソーシャルワーカーからいろいろ話を聞いたが、ぜひ改善すべき点は改善願う。一般質問でも聞いたが、そのソーシャルワーカーは携帯電話を持たされ、24時間保護者からも電話が入ってくるとのことである。その方は役所との交渉、保護者との交渉をしたり、また学校ともやりとりをする。そうすると1日24時間あっても足りない、睡眠や食事の時間を差し引くと本当に時間が足りないという話をしていた。待遇を聞くと1時間3,000円という時給や勤務時間も決められているとのことである。7人増員といっても7つの教育事務所に1人ずつなので、より多くの増員と、ぜひ常勤化の検討をしてもらいたい。改めて聞く。

庁参事兼義務教育課長

まず報酬は、今まで1時間当たり3,000円としていたところ、3,500円まで上げて来年度から支払いたいという案をこの議会に提出している。

また増員については、委員承知のとおり来年度は48名まで増員し、スーパーバイザーも4名から5名にする。ソーシャルワーカーの皆さんには大変苦勞をかけているが、少しでも勤務時間外の苦勞を解消できるようにしていきたい。

常勤化には悩ましい問題があり、常勤だとできないというスクールソーシャルワーカーが相当数いることも事実である。常勤でスクールソーシャルワーカーの仕事だけしている方もいるが、ほかの職と兼ねている方もおり、そういう方を採用できなくなる。常勤化については、どういうふうなスクールソーシャルワーカーとして活動できる社会福祉士等の資格者をふやしていくかという養成の課題とあわせながら、今後は大学等とも連携しながら検討していきたい。

吉田英策委員

常勤化がなかなか難しいとのことだが、身分保障をすることによって社会福祉士等の資格を持ち専門的な知識を持った方々がもっとこの分野に入ってくることもあると思うし、さまざまな働き方ということであれば、希望する方には常勤をお願いすることも検討してはどうか。

庁参事兼義務教育課長

意見感謝する。委員も承知のとおり、中教審等でチーム学校が文科省から打ち出されており、そのチーム学校の中にスクールソーシャルワーカーやカウンセラーも常勤化して配置したいという考えも提案されている。国の動きも注視しながら今後検討していきたい。

佐久間俊男委員

確認も含めて1点質問する。

平成23年4月に本県は教員の採用を見送ったと記憶している。ちょうど28年度で5年目を迎えるが、この間、教育委員会、教育長を含め、東京都に採用された先生方とのコミュニケーションもよく図られていると聞いているし、大変な苦労だったと思う。今先生方の定員について説明があったが、先生方が5年間の経験を本県の復興・創生に生かし、その知識を本県の先生方と共有しながら本県の教育界の発展に生かし、その仕事を大切にしてもらいたい。採用についての考えを改めて聞く。

庁参事兼義務教育課長

小中学校の教員採用を見送った平成23年度に東京都の「福島希望枠」、定員50人で採用した小学校の教員だが、46名が採用され、現在42名が残っている。2年目にはその枠に関係なく本県の採用試験を受けてこちらで採用されている者も結構いるが、42名の戻し方については、法令上採用行為は行わざるを得ないため、ことしの夏に42名対象の採用試験を実施したい。既に採用時に本県の管理主事等が面接等にかかわっていることもあり、試験の内容については実績をしっかりと見ながら採用したい。また東京都の情報では、まだ5年目なのに学校の教務主任や学年主任というミドルリーダーとして活躍している者もたくさんおり、東京都では実際のところ戻したくないと言っているようである。そのように本県に戻ったときに大きな戦力になる教員が多いことは間違いないため、我々も楽しみに採用試験を行って29年4月から採用したい。

桜田葉子委員

教育相談体制ということでスクールカウンセラーについて質問する。

平成17、18年の状況によると中学校、高校に全て配置しているということであり、スクールカウンセラーの大切さ、教育相談体制の大切さ、また先ほど大沼課長が言ったような子供たちの心の変化に対してもしっかりと取り組む県教育委員会の姿勢がここにあらわれていると評価する。一方、小学校の状況は中学校や高校とは違って全部配置されていない。私の調べたところ59.4%だが、今小学校のスクールカウンセラーの配置はどのような状況か。

庁参事兼義務教育課長

小学校のスクールカウンセラーの配置状況については、県の配置が116校、市町村で独自に配置しているのが101校、そのほかに教育相談員という準カウンセラー的な配置が52校あり、合わせると269校で59.4%の配置率となっている。

桜田葉子委員

小学校453校のうち269校と59.4%しか配置されていない。また、中学校から小学校に派遣されているのが、派遣0校が113校、派遣1校は59校、派遣2校は30校という数字をもらっている。

先ほどいじめの話も吉田委員から質問があったが、子供たちの心の変化をすぐにキャッチするのは担任だと思う。この担任こそが教育の原点だと思っており、この先生の指導力、担任としての生徒とのかかわりも全てその先生の力の及ぶところだと思う。

大学で何に一番心を助けてもらったかという調査をしたところ、スクールカウンセラーという答えが7割も返ってきた。微妙な変化についてはやはり専門的な部分だと思う。私たちも先生になるときに心理学を学んだが、心理学ではなく専門的視点を持ったスクールカウンセラーまたはスクールカウンセラーに準ずる方たちが必要である。しかし今の福島県の現状を見るとそのような方たちが少ないという理由から小学校に配置されないのか、あるいはさまざまな先生方の規定の中で小学校がこのような状況になっているのか。どんな理由で小学校が59.4%の配置なのか。

庁参事兼義務教育課長

中学校と高校に全校配置をしているのは、生徒たちの抱える問題、心の悩み等が非常に大きなものであることを踏まえ、

いち早く配置した。小学校は震災後、必要性の高い学校から、例えば不登校の数が多き学校、中学校からの派遣要請が多い学校等に順番に配置しており、現在は確かに40%以上の学校に配置されていないが、我々としては中学校のカウンセラーが小学校の心の悩み問題の解決にも当たるなど、隣の小学校に配置されているカウンセラーが事案が生じたときにどのようにかわれるかという体制をとりながら、配置や派遣はされていなくても全ての子供たちに問題が発生したときに対応できる体制はとっていると思う。当然配置されていないため十分ではないと思うが、専門的な知見をしっかりと先生方に植えつけながら、先生方がしっかりと子供と向き合っていく体制をとっていききたい。

次年度については教育相談スキルアップ研修会を立ち上げ、小中高特別支援の教員の中から170名を推薦し、カウンセリングを中心とした研修会を5日間実施してスキルアップをしていきたい。教員はこれまでカウンセリングの基礎と言われる研修は積んでいるが、中級レベルの研修を多くの教員に実施することにより子供の心に寄り添う教員を少しでもふやすことと、カウンセラーが配置されているといっても多くの学校は週1回であるため、残りのいない日にどうつないでいくかもスキルアップ研修の参加者が担えるようにし、さらにカウンセラーの配置が効果の上がるものにしていきたい。

桜田葉子委員

確かに中学校に配置されてきて小学校は配置していないが近隣と連携をしていることは理解する。しかし高校生の状況を調査したときに「スクールカウンセラーの先生がいるだけで安心」という言葉も返ってきた。逆に発達障がいなどさまざまなリスクを持った子供たちの状況を見ても、年齢が低いほど心の変化はなかなか見づらくなる。中学生、高校生はみずから訴えることができるが、小学生はみずからの心の変化がよくわからないため、微妙な部分を担任の先生が見分けなければならない。そのため私は小学校だけではなく幼稚園、保育所からスクールカウンセラーが必要だと強く思っている。発達障がいの子供たちは2歳からと言われているため心の変化の微妙な時期に、また今課長が述べた子供の心にかに寄り添うかという点から、新年度予算やスキルアップ研修会には大変期待するが、今後はスクールカウンセラーの資格を持った先生ぐらい輩出できる福島県にしていくという考えを持つべきである。また小学校にも専門的視点を持ったスクールカウンセラーを配置できるよう考え方によって予算は変わっていくと思う。新年度はこのスタイルだろうが、今後の福島県の心の支援そして東日本大震災、原発事故からもさまざまな支援を重ねていく必要があると思うが、この2つの視点でどうか。

庁参事兼義務教育課長

再来年度を目指してスクールカウンセラーの配置をどう考えるかと増員についてだが、承知のとおりスクールカウンセラーの資格を取るには臨床心理士の資格が必要であり、これは大学院を出て取らなければならない、また資格を取ってすぐスクールカウンセラーとして実践できるかというところではなく結構時間がかかる。震災直後から養成が非常に難しいという課題に直面しているのが本県の現状であるが、福島大学等と連携しながら資格を持った者を多く輩出できるように今後も働きかけをしていきたい。

また予算については、被災3県における緊急スクールカウンセラー等配置事業で文科省も特別に国庫10分の10の予算化を認めているが、そのほかの被災県以外は通常のスクールカウンセラー派遣事業なので国庫3分の1の補助と聞いている。そう考えると当然でもあるが、本県のスクールカウンセラーについては全国1番ではないものの相当多い配置をしている。予算についても国にしっかりと要望し、再来年度さらに増員できるように養成とあわせて検討していきたい。

桜田葉子委員

今答弁したように福島大学大学院、夜間部の大学院も小学校の先生が学べるような体制をとっている。そこで学んで資格を取っている先生たちもいるため、ぜひそれを誘導し、資格を持っている方を1人でも2人でもふやすことが小学校の配置にもつながると期待する。1年間かけて議論を進めてほしい。

三瓶正栄委員

今回の第1の目標である「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」が大変大事なことだと思う。私自身も幼少のころから大学まで剣道をやっていた。そこで学んだことは、まさに礼に始まって礼に終わる、挨拶をする、履物をそろえる、名前を呼ばれたら「はい」と返事をするという当たり前のことである。最近私も成人式に招かれたが、自分の町のことで恥ずかしながらできている方は1～2割だった。やはり教育というのは知育も大事だが社会人として生きていく上で徳育が基本だと思っている。

そこで県教育委員会としては挨拶について高等学校、小中学校も含めどのような指導をしているか聞く。

また、資料にある「科学の甲子園」がいま一つ理解できないため具体的に聞く。

庁参事兼義務教育課長

礼儀の大切さは、小中学校の段階でさまざまな機会に各学校で工夫を凝らしながら指導している。例えば朝の挨拶運動で、教員だけではなく、児童生徒の代表が校門や昇降口に立って登校してくる児童生徒と挨拶を交わす運動をしながら低学年の子供たちにも挨拶の大切さを身をもって教えている。県教委としてこういう取り組みを願うとは言っていないが、各学校で礼儀を重視しながら工夫を凝らして取り組んでいることは事実である。

高校教育課長

2点目の「科学の甲子園」だが、高校生に関しては（独）科学技術振興機構が平成23年度に創設したもので、競技会の形式をとっている。科学の好きな生徒たちの裾野を広げていくということで、6～8人を1チームとして各学校から出場し、チーム全員でペーパーテストや実験等に取り組みその総合点を争うもので、毎年3月に全国で競技会が行われている。これが中学生でもジュニア版ということで同じような形式で始められている。今年度福島県チームは全国第3位の成績を残している。

三瓶正栄委員

部活動をやるのは大切なことであると思う。帰宅部ではなく、授業が終わったら何でもよいから部活動をやる。私は剣道をやっていたため今日までの人生で役に立っている部分が多々ある。教育委員会としても高等学校や小中学校と連携しながら、強制はできないが部活動を奨励してはどうか。

また、昭和42年に私の父親が県議会で当選した年に県民の歌ができた。たしか教育庁と連携してできたと聞いている。私は小学生だったが当時父から県民の歌をよく聞かされた。「明るいふるさと福島をつくろう」、「嵐を越えて雪崩に耐えて」、この県民の歌はまさに今福島県の復興の歌であろうと感じている1人である。小学生のころ、学校で県民の歌を歌ったり聞いたりした思い出がある。それぞれの学校に校歌はあるが、このようなことを奨励してはどうか。

最後に、主権者教育について教育長に聞く。先般の一般質問でもあったが、18歳、19歳の約240万人、総数の約2%がこの夏の総選挙から主権者になる。それぞれ小学校、中学校、高校の現場でのさまざまな学習のあり方があると思うが、改めて教育長としての考えを聞く。

教育長

冒頭の説明の中で述べたが、「国家及び社会の形成者として必要な政治的教養を豊かにするため、主権者教育の充実に努める」ということである。アクションプランという形でさまざまな事業を行っているが、ことしから主権者教育を入れている。これは何も高校だけではなく小中高と学校教育の中で、今後行っていかなければならないと考えている。主に、社会科、公民の授業の中でプラスする、一番は模擬選挙がわかりやすいが、公民科の中でディベートするなど子供たちに

さまざまな経験をさせて政治に対する興味、関心を高めさせ、行く行くは子供たちが大人になり、親になったときに大きく影響すると考えている。そのため主権者教育は長い目で見て続けていきたい。

教育総務課長

提案に感謝する。

今、福島県教育委員会では第6次福島県総合教育計画という大方針に基づいて各種施策を展開している。平成25年度に改定しているが、計画の最初に「震災等を踏まえた新たな教育施策を積極的に盛り込みつつ、生まれ育った郷土に対する愛着と誇りを持った、ふくしまの復興を共に支え、共に歩いていく人づくりを力強く推進していく」ことを高らかに記載している。この基本理念を全課職員で共有しているが、実際に震災以降子供たちは復興に貢献したい、地域に貢献したいという思いを強めて具体的な行動に取り組んでいる。例えば熊本県水俣市に向いて福島の現状を発信したり、支援に対する感謝を伝えたりしている。そのような他地域との交流の中で福島への思いを強めている子供たちがおり、その活動を支援する予算も今回2月定例会で計上した。

また県民の歌の普及とは外れるかもしれないが、15年に「ふくしま子ども憲章」を定めている。これは子供たちの子供たちによる子供たちの宣言として県内小中学生が自分が守りたい、大切にしたい、心がけたいと思っていることを募集して決定した憲章である。6つあり、1「命を大切にする」、2「ありがとうの気持ちを忘れない」、3「友達や家族を大切にすること」、4「夢に向かって努力する」、5「読書で心を豊かにする」、6「社会の一員として人の役に立つ」である。毎年この憲章をPRし、子供たちの規範意識の向上、促進等に励んでいる。

県民の歌の普及については各学校、市町村で行っていると思うが、引き続き福島県教育委員会としても先ほど述べた子ども憲章や、具体的な施策、歌の普及等も検討しながら取り組みを進めていきたい。

教育長

学校に指示する前にまず教育委員会でやらなければならない。年度末の仕事納めの式、1月4日の仕事始めの式は県民の歌を歌ってから私の挨拶に入りたい。

吉田英策委員

義務教育学校について聞く。

昨年の6月に法律が制定され、今回の条例等の中にもそれに伴う変更が出されている。義務教育学校とは要するに小学校中学校の一貫教育を進めようということだと思う。今までの6・3年という制度を4・3・2年や5・4年に変えられると理解しており、メリットもデメリットもあると思う。地域によっては学校の統廃合が進んで地域が疲弊してしまうのではないかと心配する方もいる。また教職員の多忙化も懸念される。さらに小学生が6年の最高学年を経験することによって自己の成長にもつながるし、環境が変わることによって子供が心身ともに成長することもあると思うが、ずっと一貫教育だとそういう経験をしないまま、中学生、高学年になる。そして中学生の抑圧性や競争性が小学生、下級生に入り込むことも学校現場では心配されている。県教育委員会では義務教育学校のメリット、デメリットをどう考えるか。

庁参事兼義務教育課長

学校教育法改正に伴い義務教育学校の設置が可能になったが、これまで小中一貫校という形で取り組んできたソフト面の内容は大体同じと理解している。本県では余り例はないが小中一貫教育が義務教育学校になることで組織面でも校長は当然1人になる。そのため小中学校合わせた学校として校長の学校経営の方針がしっかりと9年間を見通して発せられ、教育計画なども9年間を見通して立てられることでは特色ある取り組みができる点で非常にメリットが大きいと捉えている。

デメリットになるかどうか分からないが、義務教育学校については例えば併設型で敷地内にあれば全く問題ないが、少し離れていても可能であり、前期6年の校舎と後期3年の校舎が分かれていると非常に連携しづらい部分が当初は出てくるのではないかと。

また、これまで小学生だけ相手にしていた教員が中学校の免許を持っていれば中学校でも教えることやその逆もあるため、持ち時数が増えるのか、逆に自分の専門性がしっかり発揮できる意味ではメリットにもなるしデメリットにもなる点ではないかと思う。

なお、学校教育法が改正になり、まだなかなか実践例が出ていないためそのような点も見きわめながら今後の推移を見守っていききたい。

吉田英策委員

義務教育学校は9年間の学校生活ということになる。教育的に小学校と中学校が連携する小中連携は今までもあるが、それとは形が全く違うと思う。小学校1年生から中学校3年生までの教育を一つの校舎、1人の校長と教職員のもとで取り組むということで、今までの教育の中身と大きく変わってしまうと思う。子供の成長のことを考えれば今までの6・3制が大事だと思っている。

義務教育学校の主体は学校設置者である市町村だが、今県内ではこれに取り組もうという市町村はあるか。

庁参事兼義務教育課長

市町村名はまだ述べられないが、1市で2年後に義務教育学校をつくりたいと取り組み始めていることは承知している。

吉田英策委員

学校が変わることによる子供たちの心の変化は大きなものだと思うので、ぜひ県としては今までの6・3制を堅持してもらいたい。

太田光秋委員

相馬養護学校について聞く。

今回の議案に出ているが、老朽化のため相馬市から南相馬市鹿島区に移転することが決定している。今、南相馬市から通っている生徒も多く、今後も出てくる見込みだと聞いている。については、今後のスケジュールを示されたい。

特別支援教育課長

委員指摘のとおり、相馬養護学校は校舎の老朽化等により南相馬市鹿島区に移転新築する予定で現在進めているが、候補地について今年度内に試掘調査に着手し、その結果を踏まえた上で設計を進めていきたい。

太田光秋委員

調査、設計をして最短でいつから着手できるか。

特別支援教育課長

明言は難しいが、試掘調査の結果問題がなければ早急に地質調査を実施して設計、建築と進めていきたい。完成については現時点で平成30年代前半を目指して取り組んでいる状況である。

太田光秋委員

調査、設計を今年度行い、平成30年代前半というのは最短ではないと思う。それが今の計画なのかもしれないが、今述べたとおり非常に老朽化していて、例えばプールや水防訓練などはできない状況である。この状況を見れば、最短で28、29年度中の完成を目指すといった意見が出てくるのが普通だと思うし、30年代前半というのはとても納得できない。再度答弁願う。

施設財産室長

委員指摘のとおり、現在、南相馬市の関係機関と施設整備に向けた協議を始めている。特別支援教育課長の答弁にもあったように、候補地は文化財包蔵地として周知されている場所であるため、今年度から来年度にかけて市でまず試掘調査を行う。その試掘調査を受けて本調査だが、本調査の期間がどれだけになるかは試掘調査のレベルによるため未定である。当該地は造成を想定しており、造成設計を行った上で学校の基本計画、実施設計となるが、一般的に何も無いところからつくるときは基本計画から実施設計でおおむね1年くらいは時間が必要である。大体学校建設では規模がある程度見えた段階ではっきりしてくるが、ほかの学校建設の例を参考にしながら試算すると、現時点では標準工期約400日前後を想定しているため、先ほどの答弁とおり、30年代前半を目途に進めていきたい。

太田光秋委員

言えないのだろうが、平成30年代の前半などと言われると、我々からすれば延ばすように聞こえる。最短で30年なら30年を目指すと言わないと、地域の方、父兄の方は待っている。30年代前半は35年か34年かというような話ではないと思う。再度答弁願う。

施設財産室長

目標年次をある程度明確にしたかどうかという質問だと思う。確かに委員指摘のとおり、この学校は現在通学している児童生徒、保護者、あるいは南相馬を初めとする地域の方々からの1日も早くとの要望も上がっているという認識は十分持っている。県だけで話を進めることができず、地元南相馬市の役割もお願いしているため、そちらと調整を進めて、できる限り早期に目標年次が示せるように鋭意進めていきたい。

太田光秋委員

早期整備を要望する。

また以前は、南相馬市から相馬市にスクールバスが通っていたが、今はそれがなくなると聞いている。保護者が鹿島区から送り迎えをしている現状である。駅からも非常に遠く、朝晩の送り迎えはなかなか大変だという声がある。ぜひバスを復活させてもらいたいが、どうか。

特別支援教育課長

委員指摘のとおり、現在相馬養護学校に通学している子供たちのうち南相馬市から通学している子供たちは全体の3分の2以上である。また次年度以降も南相馬市から通ってくる子供たちの数がさらに増加していくものと想定しているため、次年度、新たに南相馬市からスクールバスを1便運行したいと考えている。

太田光秋委員

ぜひよろしく願う。

最後の質問だが、震災からあすで5年が経過する。先ほど成人式の話があったが、私も成人式に出席した。ことし成人

を迎えた方々はちょうど5年前の3月11日に中学校を卒業した子供たちで、ここにこしている顔を見てよかったなと思い、この月日の経過を私は改めて感じた。皆苦勞したことを改めて思い出す。

現在の子供たちもそれぞれさまざまな面で大変なことがあるが、皆それをきちんと受けとめて、頑張っって前に向かって元気に笑顔で進んでいくという5年間であったので、私は本県の子供たちが日本一の教育を受けることは当たり前のことだと思っている。またその環境をつくっていくのは我々の仕事だと思っている。ただ、なかなか今課題があっってそれを克服していくことができていないものもたくさんある。また、ふくしま未来学園のように新しい動きもあり、これからの子供たちの教育環境ができてきているものもある。

さらに、教育委員会の中でも組織的な改善をしていかなければならない。なかなか教育長の思いが届かない部分もあると思う。これらの環境をしっかりと整えていくことがこれからも重要だと思っている。将来を担う子供たちの教育が一番大切だと思う。

そこで教育長に聞く。ここに幹部がそろっているが、教育長のこれまでの経験を踏まえ、教育に対する思いを改めて聞きたい。

教育長

発言の機会をいただき感謝する。

震災から5年、よくマスコミは節目という言い方をするが、避難している人にとっては節目はないと思う。そしてまだふるさとに戻れない子供たちもいる。ただ、そういう中でも子供たちはけなげに一生懸命頑張っている。先日ある高校の卒業式に出席してきたが、代表の答辞の中でも、「いろんな経験をしたが、やはりこの学校、友達と一緒に学べてよかった。一生懸命私たちを指導してくれた先生方に出会えてよかった。私たちはこれからのために頑張っていきます。」という力強い子供たちの言葉があった。

まさにこの5年間、子供たちは本当にいろんな経験をし、失うものも、新たに自分の力とするものもあったかと思う。子供たちそれぞれに今回の震災を契機として、自分なりの目標、夢がその成長によって変わってきている子供もいる。各課で子供たちの夢を聞く機会があり、この夢を実現させたいと教育行政に取り組んできたが、後ろにいる教育庁幹部職員はトップである私の思いや今何を考えているかを感じ取り、ある意味ではこちらから言わなくても自分たちで計画をつくってくれたため、私がゴーサインを出すという形であった。まずは子供たちが安心できる教育環境を整える、ハード面もちろんだがソフト面の教員である。やはり、子供たちにとって一番の教育環境は先生方であり、本当に一生懸命子供たちのことを思ってくれる先生方を多く育てていきたいという思いで5年間、各現場で校長先生初め先生方が本当に一生懸命取り組んでくれたと思う。不祥事もあったがほんの一部の教員であり、大多数の教員は一生懸命子供たちのため、福島県の復興のために努めてくれたと感じている。

皆に支えられて教育長として仕事をできたと思っている。感謝する。

(3月14日(月) 労働委員会事務局)

三瓶正栄委員

労働委員は公労使各5人で構成され、任期が2年で間違いないか。

次長兼審査調整課長

公労使各5名の計15名で任期は2年間である。

三瓶正栄委員

労働委員会活性化に向けた取り組みで、ワークルール出前講座の説明を受けたが、そのほかどのような取り組みをしているか具体的に説明願う。

次長兼審査調整課長

活性化に関してワークルール出前講座のほかということだが、まず労働困りごと相談会を行っている。通常は事務所で電話、面接等で労働困りごとの相談を受けているが、休日こちらから出向いて行っており、今年度は3回、福島、郡山、会津、いわきの4カ所にわたり実施した。平成28年度はこれに加えて相双でも実施したいと考えており、休日でない相談できない方や、近くでという要望になるべく応えられるよう拡充して実施していきたい。

また来年度はワークルール出前講座の回数をふやすことに加えて、大学生、高校生等に対して労働に関するアンケート調査を実施したいと考えている。そもそも学生が労働に関するどのような知識、認知度を持っているのか、どんなことが知りたいのか、またアルバイト経験や困ったことがあるかなど、内容を検討して県内の大学や高校の学生に調査を行い、ワークルール出前講座の内容をさらに充実させたい。

その他の活性化としては、労働委員会の制度の周知を行う。認知度が余り高くないと感じているため、労働委員会には労使トラブルの相談窓口があること、また個別的労使紛争の解決をあっせんする制度があり、それを活用して円満な解決に導いていくことを知ってもらうために、テレビやラジオによる県政広報枠を活用したスポット放送、また相談会にあわせて市町村の広報紙へ掲載を依頼したり、大学やフリーペーパー等に掲載を依頼しながら今後も認知度を上げる取り組みを行っていきたい。

吉田英策委員

ワークルール出前講座について、若い人、特に高校生が労働法制について認識を深め、社会に出てからトラブルが起きない、起きたときにも解決できる知識を持つこと、サービス残業やブラック企業などがある中で、働く人の権利を教えるいくことは大事なことだと思う。

そのため労働基本権の中身をもっと教える講座があるとよいと思う。

また、平成28年度は回数をふやすとの話だったが、どのような場所で行うのか。

次長兼審査調整課長

今年度は大学で3カ所、高校で7カ所、このうち保護者からの要望もあり保護者会等で3回行っている。またテクノアカデミーで3回実施したほか、労働組合からの要望により研修会で話をしており、これら合計で14カ所で出前講座を行った。労働委員の大学教授、弁護士など公労使の委員に出向いてもらい、労働に関する法律、制度、また学生については「困ったときに1人で悩まずにこういう相談窓口がありますよ」と紹介する内容になっている。今後は就職前にそういうことを身につけておき、いざ困ったときに悩まないで相談するとか、ここは少しおかしいと気づいて、自分を責めるのではなく決まりがあることを知ってもらうことが大事であり、対象をふやしていければと思っている。また就職前の学生だけに限っていないため、使用者や労働者の集まりなど、要望があれば柔軟に出かけて行って話をしたいと考えている。

吉田英策委員

労働相談は前年度の実績160件に対して248件の相談が寄せられたとのことで、大分ふえていると思う。そこで、原発や除染作業従事者からの相談件数はどうなっているか。

次長兼審査調整課長

平成26年度は除染事業に関する相談が6件あり、原発敷地内で働いている方の相談はなかった。内容としてはさまざまで、退職したくても退職させてもらえないとか、休業状況になったが休業補償についてどうしたらよいかというものがあった。

また27年度については、除染事業に関する相談が7件、原発敷地内で働いている方から1件あった。内容は、賃金の未払いに関連するものが多く、休業補償の未払いや賃金を払ってもらえるか不安だとか、退職したが今までの賃金が未払いになっているというものがあった。

吉田英策委員

それらの件数は直接県労働委員会に相談されたものか。県内にも労働組合があるが、労働センターに問い合わせている労働相談件数もある。労働組合の相談件数は把握しているか。

次長兼審査調整課長

これはあくまでも労働委員会に直接電話等で相談があったケースである。労働に関する相談窓口はさまざまあり、労働組合や労働基準監督署の相談コーナー、また雇用労政課にも相談窓口があり、その中から選んで相談していると思われるが、県労働委員会ではほかの窓口の件数についての集計等は特に行っていない。

佐久間俊男委員

労働相談だが、いわゆる事件の申し立てには至っておらず、相談内容も生々しいメールや電話のやりとりが行われていると思われるが、全体としてどういう相談内容なのか。詳しく説明願う。

次長兼審査調整課長

件数に加えて、解雇や賃金未払い等の質問項目数でも数えており、277項目だったものが今年度388項目とこちらもふえていることから、重複しながら複雑化しているのではないかと考えている。

なお、傾向としては時間外手当なども含めて賃金未払いが昨年度と比較して増加している。またパワハラ、いじめなど職場の人間関係について引き続き増加傾向となっている。また退職させてもらえないという相談も多くなっているが、人手不足を反映してか解雇についての相談は若干減っている。契約書や雇用通知書をもらえないなど労働契約に関する相談も増加している。

委員指摘のとおり今までは電話相談が一番多く、次に面談等であったが、最近はメールの相談もふえている。なかなか時間内に相談できないとか、自分は表に出ないようにして相談したいなど、それだけ相談しづらい環境もあるのかと感じている。

佐久間俊男委員

次長の話の最後に出た個人情報については、相談している本人にとって会社に知られてはまずいということがあると思う。個人情報の管理は今どのように行っているか。

次長兼審査調整課長

相談に関する個人情報だが、我々は本人があえて言わないこと、特に名前や会社名等は余り聞かずに、どういう状況でどういうことに困っているかを聞いている。このように件数だけは提示するが、具体的な氏名や会社名は全く外に出るものではないということで安心して相談してもらおうようにしている。

吉田英策委員

県労働委員会では相談に対してアドバイスだけで終わるのか、それとも企業との面談までするのか。労働者の相談にどこまで対応しているか。

事務局長

県労働委員会では個別的労使紛争の調整制度というものがある。これは平成13年4月から全国に先駆けて始まっているが、その中であっせんになじむようなものであればそちらに移るようなアドバイスをしている。また労働基準法違反という話になれば福島労働局の管轄なので労働基準監督署の連絡先を伝える等、ケースに応じて対応している。

(3月15日 (火) 企業局)

吉田英策委員

企業1ページ、好間工業用水道事業へ一般会計負担金が出ているが、これはいわゆる赤字分の補填ということか。

工業用水道課長

委員指摘のとおり、収支均衡で不足分について一般会計からの繰り入れとなっている。

吉田英策委員

企業20ページに不足額の補填30億8,478万4,000円とあるが、これはどういうことか。

局参事兼経営・販売課長

これは好間工業用水道の一般会計負担金とは異なり、資本的収支の不足に対応するものである。資本的支出というのは、将来の収益のために支出するものである。支出の中には企業債の償還元金もあるため、赤字になる場合が多く、過年度分の損益勘定留保資金、つまり内部留保資金で補填する。具体的には過去に土地売却原価を計上しているが、それは現金支出を伴わないものなので、現金を内部にプールすることになる。今回それを財源として充てるという意味の補填である。

三瓶正栄委員

企業15、16、20ページに関連する田村西部工業団地について、これは住友電気工業（株）出資100%の企業が確定したとのことだが、3.5ha分の金額か。

販売推進担当課長

田村西部工業団地の販売見込み額が残地面積の3.5haに相当するかであるが、昨年12月に立地決定した住友電工ハードメタル（株）の子会社の立地計画によると、3.5haのうち約2.3haについてまず第1期に取得する見込みであり、残りの部分は事業計画の進捗を見ながら追加投資ということも検討しているようなので、この予算に計上しているのは来年度販売が見込まれる2.3ha相当分である。

佐久間俊男委員

企業19ページ、白河複合型拠点整備事業償還金について詳しく説明願う。

局参事兼経営・販売課長

これについては2月補正の際に企業債の借りかえを実施しないことを認めてもらったところだが、これにより平成30年度には資金が不足する状況である。それについては一般会計からの繰り入れを求めており、一方、29年度に約定償還時期が到来する企業債28億7,700万円については、1年前倒して繰り上げ償還しても資金の不足する時期は変わらない。さらにこれにより企業債利息を約1億円抑制することができることから、関係部局との協議を踏まえて今回繰り上げ償還するものである。

三瓶正栄委員

田村西部工業団地の件で、椎根議員の一般質問にもあったように確定したが、今後の見通しについて具体的に説明願う。

販売推進担当課長

田村西部工業団地の第2期以降の見通しについては、現状で今年度補助金決定後に着工の運びになり、新聞報道では来年の11月ごろから操業開始という状況である。それ以降の計画については来年11月の操業状況を踏まえて住友電工ハードメタル（株）で検討していくことになるため、我々もいち早く第2期に着手してもらえよう、まずは円滑な操業支援に全力で努めていきたい。

三瓶正栄委員

報道によると雇用が40人程度とのことだがどうか。

販売推進担当課長

住友電気工業が12月にプレスリリースした内容によると、従業員数40名と発表されており、現時点で変更は聞いていない。

吉田英策委員

好間工業団地に計画されている石炭火力発電所の件だが、当初予定よりも若干着工がおくれているとの報道がある。工業用水との関係でいうと企業との契約は今後いつの時期に行われるのか。

工業用水道課長

好間工業団地の新規ユーザーの件だが、12月に環境影響評価が終わり、その後契約に向けての調整中である。具体的には火力発電所の計画や資金面の調整をしながら工業用水供給の時期を決定していく運びになるが、現在まだ操業時期が確定していない段階であるので、今後協議を進めながらその時期をできるだけ速やかに決定していきたい。

吉田英策委員

企業との交渉はしているか。

工業用水道課長

先ほど説明したとおり環境影響評価の手続が終わって具体的に建設に向けて取り組んでいるところであり、そこも踏まえて工業用水道の供給時期を協議調整している状況である。

吉田英策委員

いわき四倉中核工業団地について、工事が実際始まっていると思うが、今の時点で進出企業の展望を聞く。

販売推進担当課長

既存の増設済み工業団地とあわせていわき四倉中核工業団地第2期についても、平成30年春の竣工に向けて現在積極的に企業誘致活動を展開している。局長説明要旨にもあったが、全国の製造業や流通業の企業等に対して現在アンケート調査を実施しており、新年度以降はそのアンケート結果に基づいて投資計画のある事業者企業訪問を実施するなどして、いち早く予約に持っていきたい。

吉田英策委員

県外企業にも県内企業にも誘致活動しているか。

販売推進担当課長

県内も当然だが、全国の企業に向けて誘致活動を展開している。

(3月18日(金) 教育庁)

教育長

本県の教員が検定期間中に、申請中の教科書を閲覧していたことについて説明する。

閲覧について調査した結果、検定期間中に申請中の教科書を閲覧した教員が37名、そのうち金品を受け取った者は30名であった。また、金品を受け取った者のうち、教科書採択にかかわる基礎資料を作成した教員が7名いたが、作成した各資料には閲覧した教科書に採択を誘導する記述が認められないこと、採択に関する協議会の委員ではないことから採択結果に影響は及ぼすことはなかったと考えている。

しかしながら、教員が閲覧を禁止されている申請中の教科書を閲覧し、金品を受け取る不適切な行為があったことはまことに遺憾であり、教育への信頼を損ねるものである。

議員の皆様を初め県民の皆様に対し深くおわび申し述べる。まことに申しわけなかった。

今後は再発防止に向け、全ての公立学校教員と市町村教育委員会に対し、教科書検定期間中に申請中の教科書を閲覧しないこと、不適切な金品を受け取らないことなど、検定や採択にかかわる禁止事項について指導の徹底を図るとともに、教員一人一人が教育公務員としての自覚と使命感を持ち、未来を担う子供たちのために全力を尽くすよう指示し、再発防止に取り組んでいく。

佐藤雅裕委員長

ただいま教育長より説明があったが、この際、私から一言申し述べる。

このたび、教科書検定期間中に閲覧が禁止されている申請中の教科書を37名の教員が閲覧したこと、その際30名が金品を受け取っていたことは、不適切な行為であり、教育に対する県民や議会の信頼を大きく損ねるものでまことに遺憾である。

教育委員会においては、今回の問題点をしっかりと検証し、教員一人一人に対する指導の徹底と今後の再発防止に確実に取り組むことを強く求める。